

## La Bourgeoisie doraine de Bruxelles et le Pouvoir du Duc de Brabant au bas Moyen Age

藤井, 美男  
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/20100>

---

出版情報：経済學研究. 78 (2/3), pp.121-155, 2011-09-20. Society of Political Economy, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



# 中世後期ブリュッセル市外市民と ブラバント（ブルゴーニュ）公権

— ヴァン＝アウトフェン事件を事例として —

藤 井 美 男

## 目次

はじめに 本論の課題

第1節 ブラバント公の政権装置 司法官職  
と顧問院

- (1) アンマン
- (2) ドロッサール
- (3) ブラバント顧問院

第2節 都市市民とブラバント公権

- (1) 南ネーデルラント市外市民 若干の再考
  - 1) 起源と推移
  - 2) 義務と特権
- (2) 市外市民をめぐる紛争
  - 1) 紛争とその背景
  - 2) 君主側の対応 フィリップ＝ル＝ボン期を中心に
  - 3) ヴァン＝アウトフェン事件とその顛末

おわりに 結論に代えて

文献目録（欧語・邦語）

## はじめに 本論の課題

本論は、筆者が近年主題としている「ヨーロッパ中世都市と国家（＝上位権力）」というテーマに沿った内容の一部を成す。2007年の拙著

（藤井，2007a）では、そうした考察の一区切りとして、形成期ブルゴーニュ国家（Etat bourguignon）と都市ブリュッセル（Bruxelles）との関係を、領邦国家財政の運営という視点からとりまとめた。そして続く論考において、中世後期ブリュッセルの政治的構造の変遷を辿るとともに（藤井，2007b）、フィリップ＝ル＝ボン（Philippe le Bon）治世期に至るブラバント公（Duc de Brabant）の政権装置「ブラバント顧問院」（Conseil de Brabant）の成立過程を明らかにすることによって（藤井，2010）、前著で課題として残した考察を推し進めてきた。

そうした考究の延長として以下で試みるのは、主として市外市民をめぐる浮き彫りとなる、都市ブリュッセルとブラバント（ブルゴーニュ）公の権力関係の検討である。

「（上級）権力と都市」というのは必ずしも目新しいテーマではない。フランスでは「王権と都市」という課題設定からの立論が、ドイツでは「帝国都市」のありようといった古典的テーマが健在であり、<sup>(1)</sup>史的地理学においてフランス・ドイツの間に位置し、本論と直接結びつく時代のブラバント公領（Duché de Brabant）についても、「ブラバント都市研究集会」が、60年

代末～80年代末に視点を変えつつ幾度か同様な考察を行ってきたことは銘記されるべきであろう。<sup>(2)</sup>しかも、南ネーデルラント (Pays-Bas méridionaux) 全体に視野を広げれば、90年代以降主にフランドル伯領 (Comté de Flandre) の都市とブルゴーニュ国家との関係を、経済史・法制史にとどまらず多面的に捉えようとした研究の隆盛を挙げるのが可能である。<sup>(2bis)</sup>これには、中間権力としての貴族を加え、都市・貴族・ブラバント公三者から成る「ブラバント領邦国家の形成」を想定しようとした R. ヴァン＝アウトフェンの研究 (Van Uytven, 1976, 1985a, 2004c) を加える必要がある。

他方、拙著の一部で明らかにした通り、20世

紀末から浮上した「近代国家形成史論」Genèse de l'Etat moderne で指摘される論点の1つ、「エリート論」の観点から改めて都市と国家の関係性を検討することが求められてもいる。<sup>(3)</sup>この時設定される主題の1つがまさに「市民と上級権力」であり、<sup>(4)</sup>両者を取り巻く紛争がその解明の手がかりを提供してくれることも多い。ただし、市民と上級権力との接触面は、それぞれの権利・権限をめぐる相互介入・対立・暴力などを通じて自らを鮮明に露呈してくるからである。<sup>(5)</sup>

以下では、第3代ヴァロワ朝ブルゴーニュ公のフィリップ＝ル＝ボンが、本領たる南部ブロックのブルゴーニュ公・伯領とともに、15世紀に入ってブラバント・フランドルなどネーデルラント諸邦を手中に収めてほぼ最大版図としていく中、<sup>(6)</sup>ブラバント公 (ブルゴーニュ公) 権力とブリュッセル市民とがどのような関わり合いを見せるか、前史を含めブラバント公の統治組織や市外市民制度をまず概観し、その上で市外市民をめぐる公権と都市の係争を事例として検

(1) ただしその内容は今や決して古典的ではない。西欧封建社会そのものに対する近年の認識——つまり「上下間の支配と非支配」という単純二分法の排除——を背景として、フランスでは「良き都市」Les bonnes villes を論じた B. シュヴァリエ (Chevalier, 1982) や、聖王ルイ (Saint Louis) の時代を描写した J. ル＝ゴフ (Le Goff, 1996) らが、封建社会における王権と都市との一様でない位置づけを試みているのは周知の通りであり、我国においてもフランスの封建王政期と絶対王政期について、同様な視点からの優れた研究が提示されている (小山, 2005, 2006, 2007, 大宅, 2010)。またドイツ中世に関して、管見の限りではあるが、例えばチェコ貴族の特権身分意識ないしその「共同体」が、皇帝をさしおく形で帝国都市ニュルンベルク (Nürnberg) と対峙する背景と状況を描く M. ポリーフカ (M. Polívka) や、14世紀後半・15世紀前半「帝国都市」マインツの示す「大司教都市」的性格を、大司教・都市参事会の「重層的二元主義構造」として把握する研究を挙げるができる (ポリーフカ, 2006, 神寶, 2010, p.240 298)。

(2) De Brabantse Stad (1969, 1975, 1988)。ここではその中の論文数点を挙げるにとどめる (Despy, 1969, Van Uytven, 1975, Kuys, 1988, Van Ham, 1988)。

(2bis) その代表は、M. ボーネの一連の論考 (Boone, 1996, 1997, 1999, 2003, 2009, 2010) であり、また、Brown (2007) も文化史的要素に重点をおきつつまさにこの主題を扱ったものである。更に「儀礼」という視点から都市とブルゴーニュ公権力を扱った我国の研究 (河原, 2003, 2007, 2011) も忘れてはなるまい。なお本稿の時代射程を外れるが、中世盛期までのフランドル都市の在地的形成と伯権力との関わりを論じた研究 (山田, 2001) のあることを一言しておきたい。

(3) いわゆる「エリート論」に関して、中世後期南ネーデルラントを対象とする研究 (Blockmans, 1988, Boone, 1991) とヨーロッパを俯瞰するもの (Crouzet-Pavan, 1997) をひとまず挙げる。より詳細な学説史的検討は、拙著 (藤井, 2007a, p.151 177) を参照されたい。なお、我国でのこの分野における最近の成果 (井内, 2007, 森原, 2010) も必見であろう。

(4) ここではその一例として、中世後期の新興都市エリートとブルゴーニュ公政府官僚との緊密な結合を強調した W. プレヴニールの研究 (Prevenier, 1998b, p.76 79) を示す。

(5) 中世都市と国家・社会の秩序という研究分野では、邦語研究も翻訳を含めて近年多くの成果を看取できる (小山, 2005, 服部, 2004, 2005, 2006a・b, ボーネ, 2006)。

(6) ブルゴーニュ治下のネーデルラントについては、ブロックマンスらの名著 (Blockmans, 1997, 1999a) を参照されたい。フィリップ＝ル＝ボン期に至るブルゴーニュ国家の版図については、Vaughn (1962) p.112, (1970) p.187の地図を見よ。

討していく。

## 第1節 ブラバント公の政権装置 司法官職と顧問院

中世盛期から後期にかけてのブラバント公領は、<sup>(7)</sup>統治という視点からして幾つもの代官組織によって統べられていたが、<sup>(8)</sup>ブリュッセル市外市民をめぐって密接な関連を持ったものとしては、アンマン職 (Ammann) とセネシャル＝ドロッサール職 (Sénéchal-Drossard) を挙げることができる。

### (1) アンマン

アンマンとは、そもそも10世紀末以降のブリュッセル伯領 (Comté de Bruxelles) における城代管区 (Châtellenie) に始まり、12世紀のブラバント公領成立期を通じて形成されてきた一定の統治領域アマニー (Ammannie) の代官職を指す。<sup>(9)</sup> 広大なアマニー領域は14世紀半ばにはブラバント公領内の法・行政の重要な空間単位と

なる一方、都市ブリュッセルはその主邑としての地位を獲得する。そしてアマニーは更に、13世紀末当初8区域、14世紀末には最終的に6区域に分かたれ、各区域はブリュッセルの統治管区 *mairie* と呼ばれることとなった。アンマンは公の代官ではあったものの、その被選出母体はブリュッセル都市貴族だったこともあり、各統治管内でのブリュッセルの法的権限やその執行はアンマンの手に委ねられることとなった (Godding, 1975, p.127)。<sup>(10)</sup>

原則として、市民権を保有する者の刑事裁判は当該都市の法廷に属した。ブリュッセルの場合、アンマンの主宰する都市参事会法廷がそれで、判決は2ヶ月以内に下すものとされ、裁判忌避者には重罰が加えられることなどが規定されていた。ただし、ブリュッセルの市民権保持者を逮捕する際には、事前にアンマンと市参事会員が被告人を説得する必要があった。その手続きを経た上でないと、アンマンと配下の役人は有罪とされた被告人を投獄することはできなかったとされる (Smolar-Meynart, 1963, p.12)。<sup>(11)</sup> また、市内の治安維持もアンマンの責務であった。1342年と1348年にはアンマンと都市当局の認可のもと、市民と市内長期滞在者のみに武器所持が許され、武器準備集合罪も規定されている。そして15世紀初めまで、刑事事件に関するアンマンの権限は次第に強化されていった。1414年に、アンマンとその役人たちへ刑事

(7) 本稿で主題となる時期のブラバントに関する一般的な記述としては、差し当たり Uyttebrouck (1980) を見よ。

(8) 例えば、主膳長 (Sénéchal-Drossart)、兵馬長 (Maréchal)、会計長官 (Receveur)、森林長官 (Maître des Bois)、森林裁判官 (Gruyer)、大狩獵官 (Grand Veneur) が挙げられる。これら代官職および下部組織の詳細については、Uyttebrouck (1975) t.1, p.225-267, Smolar-Meynart (1991) を見られたい。

(9) これは隣接のフランドル伯の代官パーイ Bailli とほぼ同等のものとされる。この点を含め、ブラバント公領成立史とアマニー形成について詳細は、Bonenfant (1934) p.23-31を見よ。なお、中世後期においては、ブラバント諸都市を統治するブラバント公の代官職名は都市によって異なっていた。ブリュッセルでは Ammann だが、レウヴェン (Leuven) とティーン (Tienen) では Meier、アントウェルペン (Antwerpen) では Schout-markgraaf van Rijen、スヘルトールヘンボス ('s-Hertogenbosch) では Schout、ニヴェル (Nivelles) では Baljuw である (Van Uytven, 2004d, p.232)。

(10) 既に13世紀半ばから、都市当局者たちとともにアンマンがブリュッセルの行政・外交に密接に携わっていたことが明らかにされている (Favresse, 1931, p.116-117)。また本稿の主題ではないが、ヘンドリック＝レンケン (Hendrik Lenken) なるアンマンの1286年度分会計簿が伝存していること (Prims, 1929) も付言しておきたい。

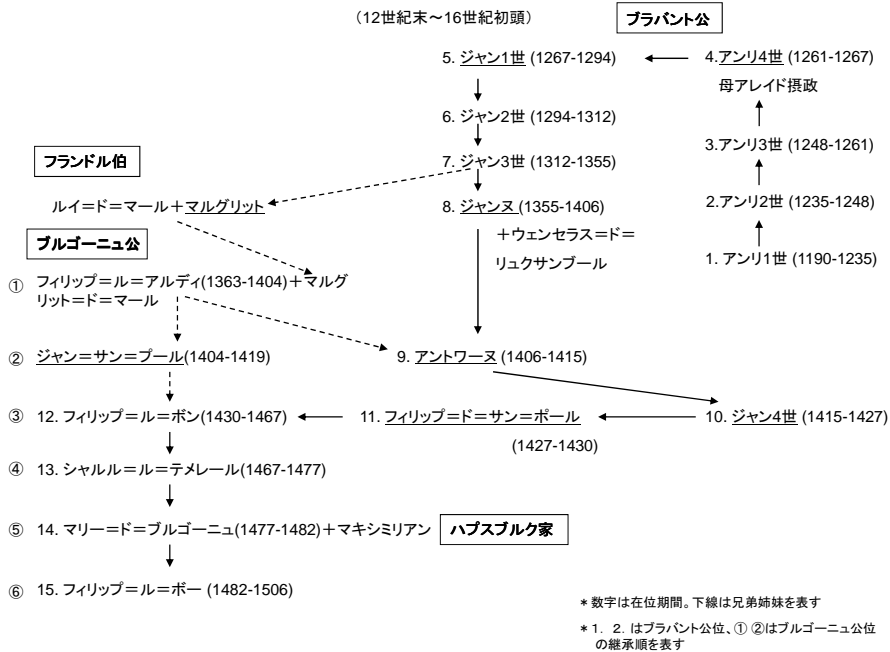
(11) ブラバントの都市参事会が有す法廷機能については、Byl (1965) p.170-212を見よ。

被告人の逮捕と訴追の自立した権限が与えられたのは一例といえよう (Smolar-Meynart, 1981, p.238 239)。

とはいえ、ブリュッセルにとってアンマンの存在は両刃の剣でもあった。公の権威をかさにきた彼の行為が次第にブリュッセルの法的権限に抵触し軋轢を生むようになったからである。それはブラバント公ジャン 4 世期 (Jean IV) に頂点に達する (以下【家系図】参照)。15 世

紀前半ブリュッセルでの裁判や刑執行過程では、ブラバント公役人の介入を防ごうとする努力が見られ、公権と諸都市のせめぎ合いが進行していた1422年には、<sup>(12)</sup>ブリュッセルがブラバント公の役人による不当な暴力・訴追に関する補償額リストを作成しているほどである (Smolar-Meynaert, 1963, p.2)。「新体制」の後アンマンの権限は低下し、ブリュッセルの政治的権威が伸張することとなった。しかし他方で、近隣都

【家系図】



(12) 父公アントワヌ (Antoine) の死後、1415年に公位を継いだジャン 4 世は、その独断的統治によって諸都市と対立関係を生み出していた。諸都市を含む身分制議会が弟のフィリップ = ド = サンポール (Philippe de Saint-Pol) を押し立てたことにより、ブラバント公領は一時ジャン派とフィリップ派に分かれるという混乱状態が現出し、それは1421～1423年の後者による「新体制」Nieuwe Regiment — 諸都市の自立的な権利を大幅に認めた諸施策 — まで続くことになる。以上の経緯について詳細は、拙著 (藤井, 2007a, p.231 233) 及び、Uyttebrouck (1980), Baerten (1985), Stein (2004) p.164 169を見られたい。また、14世紀におけるブラバント有力都市と身分制議会の公権に対する自立的地位という視点について、Uyttebrouck (1976) を参照。

(13) 13世紀前半ジャン 1 世 (Jean I) とジャン 2 世 (Jean II) の時期、それまでのレウヴェンに代わりブリュッセルがブラバント公の拠点都市としての地位を開始する。中世都市ブリュッセルの「首都性」については、ベルギー都市史研究において関心の1つとなってきたが、行政・経済・軍事・文化といった諸指標を用いて、ブルゴーニュ期以前からブリュッセルが首都的性格を保持していたという見地は一定の支持を得ている。これについては、Martens (1953), (1973), Baerten (1979a・b), Smolar-Meynart (1985), Billen (1995) を参照せよ。

市レウヴェンと競合しつつ公領内での首都的地位の確立を目指すブリュッセルは、<sup>(13)</sup>ブラバント公にあからさまな対決姿勢を示すことを避ける必要もあった。従って、その後の公権（代官）と都市との対決は、裁判などを通じた「静かなる闘争」となっていくのである。<sup>(14)</sup>

## (2) ドロツサル

ブリュッセルが接触を持つ可能性があった公の代官には、ドロツサルという存在もあった。その起源は遠くメロヴィング期に遡るとされ、ラテン語で «dapifer» と記される通り、原初的な意味では（主膳長）、（家令）であり、その初期史には不明な点が多いとされるが（Smolar-Meynart, 1991, p.9 10）、やがて12世紀以降公領内統治や外交軍事に携わり、13世紀末までには公領統治における最上級官職となっていく。<sup>(15)</sup>ブラバント公宮廷官としてのドロツサルは、12世紀初め2名存在したが（Uyttebrouck, 1975, t.1, p.225 226）、<sup>(16)</sup>その後ロッツラール家だけの職分として、同家によって独占的に世襲されることとなる（Smolar-Meynart, 1991, p.37）。

公領の統治機構整備を画したアンリ1世（Henri I）期に入ると、ロッツラール家だけでは職務を十分に果たすことが困難となる状況が発生したため、1227年にゴートイエ＝クリュティンク（Gautier Clutinc）という別の家人にもドロツサル職を任ずることとなった（Smolar-Meynart, 1991, p.16 19）。<sup>(17)</sup>しかも、ロッツラール家が封建貴族としての地位を高めるにつれて、13世紀半ばには同家にとってその職は純粋に世襲の名目的なものへと変貌していった。<sup>(18)</sup>他方、クリュティンク家以降のドロツサルは世襲ではなく、公によって任免可能な代官職とされ、公宮廷を取り巻く統治・司法官諸組織の拡大の一端を形成した。そして13世紀半ば、アンリ2

(16) ブラバント公最初のドロツサルは、レウヴェン近郷に所領を持つ家人としてのアルヌール＝ド＝ロッツラール（Arnould de Rotselaer）という人物である（Van Uytven, 1980a, p.70, Smolar-Meynart, 1991, p.15 16）。12世紀前半の公令には、アルヌールと並んで1117, 1129, 1130年に、ラゾン（Razon）という人物も記されている。また、1134年にはブリュッセルの城代フランコン（Francon）の名も出現する。そこには、「ブリュッセルの城代かつダピフェたるフランコンと…レウヴェンのダピフェたるアルヌール…」  
«…S. Franconis castellani et dapiferi de Bruxella… S. Arnulfi dapiferi de Lovanio…» という表現があり、2人のドロツサルがいたことが分かる（Smolar-Meynart, 1991, p.10 12）。

(17) クリュティンク家というのは、ブリュッセル都市門閥7家門のうち、セルユージュス（Serhuigs）家門に列する都市貴族家系である。このゴートイエは、1227年～1253年ブリュッセル城代にもなっている（Bonenfant, 1958, p.62）。なお、ブリュッセル7家門について詳細は、Van Parys（1960）、Martens（1996）p.302、藤井（2007a）p.216 220を参照されたい。またこれに関連して、北ネーデルラント都市の門閥エリートに関する我国の研究（田中、2006、2007a・b・c）は興味深い。

(18) 当初 Opendorp の姓を名乗っていたロッツラール家は、12世紀後半に獲得したレウヴェン近在の封地 Rotselaer を家名へ変え、同じアルヌールの名で5人がドロツサル職を襲っている。そして、アルヌール5世からその子ジェラール（Gérard）の時期ドロツサルとしての能動的な活動を殆ど停止し、13世紀末それはロッツラール家にとって全くの名誉職となったのである（Smolar-Meynart, 1991, p.13 15, p.27 29）。

(14) Smolar-Meynart（1996）p.374。15世紀末マリー＝ド＝ブルゴーニュ（Marie de Bourgogne）治世期には、それまで独立性を保持していたブリュッセル法廷ヘアンマンが代官を列席させるようになり、都市側はこの介入を阻止することができない状況へと再び回帰する（Smolar-Meynart, 1981, p.243）。

(15) Lot（1957）t.2, p.52 53, Smolar-Meynart（1991）p.20 24, Godding（1999）p.174。なおドロツサル «drossard» の語は、皇帝オットー1世（Otto I）の史料中 «Truchess» と記される語の変形で、ブラバント公特許状における初出は1125年頃、また仏語形のセネシャル «senescallus» の語は同じく1202年以降である。（Smolar-Meynart, 1991, p.22, n.51）。なお、11世紀以降明瞭に形成される他領邦——シャンパーニュ（Champagne）やフランドルなど——のセネシャル職については、Lot（1957）t.1, p.120 130, p.379 380を参照されたい。

世 (Henri II) からアンリ3世 (Henri III) の統治期には、公に次ぐ地位を持つ最高官職となったのである (Smolar-Meynart, 1991, p.37 38)。

アンリ3世没後、公妃アレイド (Aleyde) が病弱な長子アンリ4世 (Henri IV) の代理統治をするという政治的混乱に際して (Van Uytven, 2004b, p.103 104)、一時的にドロツサールの権限は低下するものの、アンリ4世の弟ジャン1世が公権体制の立て直しを図る中でその地位を復活させた (Smolar-Meynart, 1991, p.31 34)。ジャン2世の治世となると、ドロツサール職の権限強化と世襲を恐れたブラバント公のその他の家臣団が、当該職の任期を1年とするよう公に認めさせる状況となった。

1312年ジャン3世 (Jean III) の登位後も同じ状況は続き、ドロツサール職の任期1年という‘公’約は1361年まで墨守されている、という (Smolar-Meynart, 1991, p.70)。毎年交替するとはいえ、14世紀後半から15世紀半ばにかけてドロツサール職を占めたのは、ロツツラール家を除くと、Bautersem, Glymes, Wesemael, Montenaeken, Abcoude, Hornes といったブラバント公領内の一部有力貴族たちであった。<sup>(19)</sup> それゆえ、一種世襲のような状態が現出する場合もあった (Smolar-Meynart, 1991, p.59 60, p.69, n.43)。<sup>(20)</sup>

ジャン3世に男系が途絶えたことによる、14世紀半ば以降のブラバント公位継承の混乱とそれに起因した公権の弱体化は既に旧稿で述べたが (藤井, 2010, p.82 83)、女公ジャンヌ (Jeanne) は夫ルクセンブルク公ウエンセラ

(Wenceslas, Duc de Luxembourg) とともに、ドロツサールを始めとする高官たちに貴族としての正統性を要求することで、<sup>(21)</sup>14世紀後半ブラバント公領の一体性保持に腐心した (Van Bragt, 1956, p.26 28, Smolar-Meynart, 1991, p.67)。<sup>(22)</sup>そして15世紀初頭には、父ブルゴーニュ公フィリップ＝ル＝アルディ (Philippe le Hardi) に倣い、アントワヌが、官房長 (Chancelier) を統括者とする顧問院 (次項にて詳述) を創設して統治組織の整備を図る中

(20) ナッサウ家はその典型例で、ジャン＝ド＝ナッサウ (Jean de Nassau) の就任 (1436年) 以降、およそ1世紀に渡り同家によってドロツサール職は終身かつ世襲となっていく (Smolar-Meynart, 1991, p.70 71)。12世紀後半のライン地方に起源を持つこのナッサウ家は、13世紀後半にヴァルラム (Walram) 系とオットー (Otto) 系とに分かれ、後者の後裔アングルベール1世 (Englebert) が、ブレダ (Breda) 領などブラバント北部の各地を領有する大貴族ポーネン (Polanen) 家のヨハンナ (Johanna) と1404年に結婚し、その家産を受け継ぐことで (Cuvelier, 1921)、中世後期以降ネーデルラントに拠点を構えつつ、ブルゴーニュ公の高位側近の地位を獲得した。ジャン＝ド＝ナッサウ4世 Jean de Nassau IV 期は多数の所領を保有し、1442年2月から1475年2月まで長期にわたりドロツサールを務めた。その跡を継いだ息子のアングルベール2世 (Englebert II) も、第四代ブルゴーニュ公シャルル＝ル＝テメレール (Charles le Téméraire) 期からハブスブルク家 (Habsburg) のマキシミリアン (Maximilian) 期にかけて側近として仕えた (Jansen, 1946, p.83, Meynart, 1960, Smolar-Meynart, 1991, p.61, n.11)。さらに、近世以降のネーデルラント史においてもオラニエ＝ナッサウ家 (Oranje-Nassau) として重要な役割を果たすこととなるのは周知の通りである (Van Uytven, 1976, p.110, 森田, 1998, p.247 251)。

(21) 1356年1月の勅許状を見よ。(更に我は彼の者たちに約す。正統な結婚により出でた者でない者は何人も、今後ブラバント顧問官やドロツサール、司法官となることはできない...) «Voirt ghehoven wi hen, dat negheen man, die van heghenen ghetruweden bedde comen en is, nemmermeer rait noch drossate noch richter in Brabant sijn en sal,...» (Van Bragt, 1956, p.100, § 14)。

(22) 1371年‘バズウェイレルの合戦’ (Bataille de Baweler) で頂点に達する政治的紛糾については、Uyttebrouck, 1975, t.1, p.470 476, Stein, 2004, p.161 162を参照されたい。

(19) 1227年ゴートイエ＝クリュティンクに始まり、1538年アンリ＝ド＝ナッサウ3世 (Henri III de Nassau) に至るドロツサールの就任一覧については、Smolar-Meynart (1991) p.524 528を参照されたい。

(藤井, 2010, p.85 86)、官房長に並ぶ常任統治官としてドロツサルを据えたのである (Godding, 1999, p.44 45)。ジャン4世と、それに続く‘新体制’下のフィリップ=ド=サン=ポールも、顧問院を梃子とした領国統治を目指したため、ドロツサルはなお最高司法官職であるとはいえ、顧問院の一員となることによって、<sup>(23)</sup>任免に関して公と身分制議会の影響を強く受け、15世紀20~30年代には再びその権威低下を見ることとなった (Smolar-Meynart, 1991, p.68 71)。<sup>(24)</sup>

ブルゴーニュ期には、かつて有力貴族が占めた会計長官や森林長官、大狩猟官などの職は市民出身者や下級貴族層などへあてがわれるようになっていた (Smolar-Meynart, 1991, p.61 62)。しかしながら、公領全土について重大刑法犯罪を取り扱った最高司法官職たるドロツサルには、ほぼ例外なく大貴族家系が任命され、アントワヌ期と同様に官房長と任務を共にすることが求められている (Godding, 2006, p.21)。

(23) 顧問官職を占めた主要貴族家系については Uyttebrouck (1975) t.1, p.327を、またそのうちドロツサル職にあった者、例えば1412年~1416年のアンリ=ド=ベルゲン (Henri de Bergen), 1418年のジャン=ド=ウェーゼマール (Jean de Wezemaal) といった具体例を見よ (Uyttebrouck, 1975, t.2, p.661, p.745)。  
 (24) 1430年ブルゴーニュ公フィリップ=ル=ボンのブラバント公登位時の勅許状を見よ。これは登位以前の状態を踏襲することを表明した内容と考えることができる。(第53条。同じく我は彼の者たちに宣し、約す。ブラバント顧問院の了解、あるいは本状に署名する者たちのうち少なくとも6名の同意なくしては、ブラバント公領におけるドロツサルと会計長官の任免を今後行うことのないことを。) «LIII. Item gheloven wy hen, ende sweeren, dat wy voorttaen egeen Drossaeten, noch Rentmeesten van onsen Lande van Brabant maecken, setten oft ontsetten en sullen, sonder Raet oft goet-duncken van onsen ghemeynen Raede van Brabant, oft ten minsten van de sess van hen, die indien Brieve gheteeckent sullen worden.» (Den Luyster, 1998, t.2, p.73).

しかも最初の2名ジャック=ド=ハースベーク (Jacques de Gaasbeek) とジャン=ド=ホルヌ (Jean de Hornes)<sup>(25)</sup>を除けば、前述したナッサウ家の世襲を16世紀30年代まで看取することができる (Smolar-Meynart, 1991, p.528)。<sup>(26)</sup>

ドロツサルは基本的に農村を管轄とするため、市民権を保持する者への裁判関与はないはずである。だが現実には、後述する市外市民に関わる問題でしばしば都市も訴追の対象となることがあり (Smolar-Meynart, 1963, p.2)、それが、本論後節で取り上げる「ブラバント公権対都市」という図式の一象徴となっていくのである。

### (3) ブラバント顧問院

14 15世紀ブラバント公の統治機構は、フィリップ=ル=ボン期に一応の完成を見る、ブラバント顧問院を最上位に位置づけることができる。その形成過程については、既に拙稿 (藤井, 2010) において論じたので、以下では概略を記すにとどめよう。<sup>(27)</sup>

ブラバント公領における法的統治体制は、お

(25) 1431年10月にドロツサルとなったジャン=ド=ホルヌは野心家だったとされる。ブラバント顧問院のメンバーとなり官房長に次ぐ地位を得た。しかし、彼は1436年8月フランドル海軍提督として出兵した際、船員に殺害されて短命に終わったという (Godding, 2001, p.107 108)。

(26) 1441年5月から1442年2月の半年ほどが唯一例外で、ピエール=ムイヤー (Pierre Mouillaert) という人物がドロツサル代理官に就いている。これも、本来のドロツサルたるジャン=ド=ナッサウが対外遠征へ駆り出されたことに起因する例外的な出来事に過ぎないとされる (Smolar-Meynart, 1991, p.61)。

(27) ブラバント公を取り巻く評定組織について詳細は、ガイアル (Gaillard, 1898) の最古典を含め、アウトブルーク (Uyttebrouck, 1975, t.1, p.301 385) およびゴダンの研究 (Godding, 1991, 1999, 2001, 2006) を参照されたい。また、13世紀末から15世紀初頭にかけてのエノーおよびホラント・ゼーラントの顧問院についても素描がある (Uyttebrouck, 1991, p.891 895)。



およそ13世紀から整えられ、上述したドロツサールおよび会計長官を長とする官僚たち、宮廷内家臣団 (Curia) の存在を見て取ることができ、加えて14世紀には多数の貴族層が顧問官 (Conseiller) の肩書きを持って活動を開始する。しかし組織としての顧問院は、アントワープが公位を継承する15世紀初頭を待たねばならない。<sup>(28)</sup>彼は父のブルゴーニュ公フィリップ＝ル＝アルディが1386年に顧問院と会計院 (Chambre des Comptes) をフランドル都市リル (Lille) に設置したのに倣って、1404年に会計院を、1408年にはフランドル伯領の顧問院長経験者ピエール＝ヴァン＝カムドンク (Pierre van Camdonc) を官房長とする顧問院を創設したのである (Godding, 2001, p.103 104)。

ジャン 4 世は1415年に執政顧問院 (Conseil de Régence) をしたが、1419年以降領内不在時の公に代わり執政顧問官のうち一部の者が常駐して政務を取り仕切ることになった。公の信任厚いジャン＝ボン (Jean Bont) なる人物を統括者とするその組織を常任顧問院 (Chambre de Conseil) と呼ぶ。やがて、ジャン 4 世に代わり実権を握ったフィリップ＝ド＝サン＝ポールは、1421年に6名の顧問官を改めて任命しそれを常任顧問院とした。またそれとは別に1421年から大貴族から成る政務顧問院 (Conseil de Gouvernement) という組織も設置したため、1430年まではブラバント公には2つの政権組織が併存するという状況にあった (Uyttebroeck, 1958, p.1137 1142, p.1149 1150, Godding, 1999, p.45 47, p.71)。

フィリップ＝ド＝サン＝ポールの急逝 (アー

ルトツ, 2010, p.1 40) により、ブラバント公位を襲った第3代ブルゴーニュ公フィリップ＝ル＝ボンは、当初政策変更には慎重な姿勢を示し、上記両顧問院を手つかずのままとした。しかも身分制議会の意向を汲んで、常任顧問院における官房長以下7名の顧問官にはブラバント出身者、高位貴族身分などの属性保持を原則とした。<sup>(29)</sup>ただしそのうち2名は例外として、フィリップ＝ル＝ボン近親者を選任することで、一定の独自性を保つことにも成功した。1431年以降、政務顧問院は実態の乏しい名目的なものに変質し、他方で常任顧問院は上層市民と小貴族による構成という新たな特徴を見せるようになる。それと同時に、この組織がブラバント公唯一の評定機関つまりブラバント顧問院となるのである (Godding, 2006, p.21 22)。政務顧問院の機能喪失とともに、ブラバント顧問院は司法・行政分野全体の統括組織となっていく。そして15世紀50年代以降訴訟件数の増加も手伝って、司法権限強化のため増員が図られ、1460年代には顧問官と訴訟審問官の数が計11名となった。しかも、ブルゴーニュ期以前には存在しなかった法学者がその内8名を占めるという変貌ぶりであった (藤井, 2010, p.88 89)。

ブラバント顧問院の裁判機能は、仲裁裁定と判決宣告に大別されるが、現実の紛争では両者に大きな相違は見られず、両者を分ける指標は、判決以前に勧告による和解が成立するか否かという実態でしかない、とされる (Godding, 1991, p.343 344)。14世紀中葉以降ブルゴーニュ

(28) アントワープ期の政治的概観については、Stein (1996), (2004) p.162 164を参照。

(29) 公権執行者の資格として求められたこうした‘在地主義’は、既に14世紀半ばジャンヌとウエンセラスの時代から見られる (Stein, 2004, p.161)。前注21参照。15世紀以降ブルゴーニュ公家とブリュッセルとの関わりとその概観については、Bonenfant (1953) を参照せよ。

期に至る顧問院の法廷は、公領全体に影響を及ぼす可能性のある私戦、貴族間あるいは上級裁判権者間の紛争、上級裁判権者とその家臣間の紛争、を主たる対象とした（Godding, 1991, p.340）。フィリップ＝ル＝ボン期にはそれらに加え、都市（市民）と都市外権力者との紛争を加えることができる。特に1440年代以降ブリュッセル・レウヴェン・アントウェルペンなど有力都市の市外市民 *bourgeoisie foraine*（後述）や都市参事会証書 *lettre échevinale, schepenbrief*<sup>(30)</sup>をめぐり争が多発したため（藤井, 2010, p.90-91）、ブラバント顧問院が、上訴審 *chef de sens* としてそれら进行处理する件数も増加していった。<sup>(31)</sup>

以上の経緯は、フィリップ＝ル＝ボンが身分制議会とくに諸都市とその特権に対して、公権の優位を確立しようとする同時代の政治的状況を反映したものと考えて良い。しかしながら、それは決して単線的に進行するものとはならなかった。都市に関する紛争の膨大な件数が、やがて小規模なブラバント顧問院法廷の処理能力を超えたため、1460年代以降それらは都市参事会法廷へ委ねるといった皮肉な結果を一方で招き（Godding, 1991, p.346）、他方で、増大するブラバント顧問院の権限に対して身分制議会も公権側に圧力を加え、1451年には、顧問院に至る以前の下級裁判権を尊重することなど、フィリップ＝ル＝ボンから一定の譲歩を引き出すことに成功しているからである（Godding, 1991, p. 344-345）。

(30) 都市参事会証書について本論で詳述するゆとりがない。とりあえず Godding (1954) p.308 および藤井 (2010) p.91, 注42を見よ。

(31) 上訴審といわゆる控訴審の違いについては、Byl (1965) p.140-146, Godding (1999) p.176, 藤井 (2010) p.91, n.44を見よ。

拙稿で結論づけたように、フィリップ＝ル＝ボンによるブラバント公領の司法装置は、それ以前からの制度・組織を引き継いだものに過ぎなかった。しかもブラバント顧問院を通じた政権の絶対的優位を確立するには、身分制議会・都市特権という困難がなお存在しており、それに「...直面する中で、伝来脆弱だった公権の体質が次第に強化される方向に作用するという、一種逆説的な状況を示すようになったことこそが強調されねばならない」（藤井, 2010, p.93）。それでは、ブラバント顧問院ひいては公権が直面した具体的問題とはどのようなものであったのか。その検討が次節での課題となる。

## 第2節 都市市民とブラバント公権

前節で見た通り、14世紀以降ブラバント公はともかくも司法行政組織を整えて行き、法と裁判による領民統治を目指した。しかし、時にそれは都市固有の権利に抵触したため、都市側は市民に関する特権を主張して公権の法的執行に対抗することになった（Smolar-Meynart, 1963, p.1）。そのうち、市外市民をめぐって発生した種々の紛争を我々は見て取ることができる。本節では、南ネーデルラントの市外市民制について、若干の回顧を行うとともに、公権と市外市民との間の衝突について概観した後、両者の係争として有名な事例とされるヴァン＝アウトフェン事件を取り上げ、その意義を探る。

### (1) 南ネーデルラント市外市民 若干の再考

西欧中世の都市住民の在り方が実は均質ではなく、従って‘市民’は、時代・場所に依りてその資格・属性が種々異なっている、として市民的存在の多様性が指摘されて久しい。<sup>(32)</sup>ここ

で取り上げる市外市民 *bourgeois forain*, *buitenpoorter* も、そうした存在の一部である。つまり市外市民とは、市民権を保持しながら「当該都市内に居住しない市民」を意味し、同時代多様な名称 — 例えば、*hagepoorter*, *paalburger*, *landpoorter* — で呼ばれていた。南ネーデルラントの市外市民について、筆者は既に旧稿（藤井，1985，1987）である程度詳細に論じている。ここでは、都市＝農村関係という視点から見た多様な市民像の再検討を通じて、南ネーデルラントでは市外市民制度の発達が顕著であることを強調し、また他の地域・国に比較してそれに関するかなり厚い研究蓄積のあることも示した。<sup>(32)</sup>ここでは本稿に必要な論点に絞って、概要を瞥見することにしよう。

### 1) 起源と推移

南ネーデルラント諸邦において、最初に市外市民制の出現を見たのは12世紀末エノー伯領においてであった（Dugnoille, 1977）。市外市民

によって被害を受けた在地領主層が誓願を行ったため、14世紀前半伯が廃止命令を出すという経緯を一時的に辿る。しかし、それによってアト・ブシャン（*Bouchain*）・バヴェ（*Bavay*）・ル＝ケノウ（*Le Quesnoy*）といった主要都市の市外市民が消滅することはなかった。14世紀半ば領域支配の強化を目論んだエノー伯ギヨーム3世（*Guillaume III*）は、全く逆に、市外市民制を容認するという施策を打ち出す（*Bruwier*, 1955, p.906 907, *Devillers*, 1881, p.42）。こうしてエノーでは、「都市の」ではなく、むしろ「伯の市外市民」として認識されるという特徴を示すこととなった（*Verriest*, 1940, p.207 209, 齋藤, 2010, p.156）。伯の政策を反映して、14世紀後半4都市での市外市民は増加していく。そして、1363～1372年ブシャンでの総数1,084人をほぼ最大数として、アトを除く3都市では15世紀中葉以降急速にその数を減じることとなる（藤井, 1985, p.149 150）。

フランドル伯領ではエノーに若干遅れ、13世紀末頃に市外市民の起源を求めることができる。ただしその規模は、他領邦を大きく凌駕するものとなっていく。主要都市に限定して概観すると、ヘント（*Gent*）では1432年に約5000人を数え、それが都市軍事力の支柱となったとされる。だが、1539年の内乱をきっかけに皇帝による禁止令を受け、ヘントの市外市民は消滅してしまう（*Blockmans*, 1980, *Verbeemen*, 1957, p.88）。ブリュッヘ（*Brugge*）については、14世紀を通じたその成長は確実とされるが、市外市民の史料が伝来するのは1548～1788年の市外市民簿のみのため、中世についてその詳細は不明である。<sup>(34)</sup>16世紀の市外市民登録数を遡及して推計すれば、14 15世紀ブリュッヘ市外市民は年平均100人超であったと考えられる（藤井,

(32) これについては差し当たり、*De Bruyne* (1964), *Castelain* (1975), *Derville* (1978), *Nazet* (1978), *Van Uytven* (1978), *Desporte* (1980) を参照されたい。また我国での業績として、中世盛期から後期にかけての多様な市民像の確認と中世都市に関する概念の再検討を、西欧の各学界について整理した70～80年代の動向研究（魚住, 1979, 田北, 1985, 1986, 齋藤, 1986, 山田, 1986）、および中世後期シャンパーニュ都市における住民の多様性を、社会構成という観点から照らし出した研究（花田, 2002, p.49 75）も挙げておきたい。なお、本稿冒頭で言及したエリート論からする視点も以上の研究動向の一部として把握することもできよう（前注3参照）。

(33) ここではその中でも代表的なものとしてひとまず、*Verbeemen* (1957), *Bonenfant* (1959), *Godding* (1962), *Verbesselt* (1982) を挙げる。ドイツでは *Domsta* (1973) による研究を挙げることができ、我国では上記拙稿を除けば、いずれもドイツ都市に関する瀬原 (1962) および林 (1984) の両業績を数えるのみという状況であったが、最近エノー伯領（*Comté de Hainaut*）の都市アト（*Ath*）の市外市民に関する研究（齋藤, 2010）の出現を見たことは記憶に新しい。

1985, p.153)。コルトレイク (Kortrijk) は、南ネーデルラント最大規模の市外市民数を有した。既に1398年に7753人とヘントの最大値を大きく上回っている。ヘントともに皇帝の介入を受けたが、決定的な消滅を免れ、コルトレイク市外市民は実に18世紀末まで常に数千人の規模で存続したのである (Huys, 1938, p.29-32, Verbeemen, 1957, p.98-99)。

ブラバント都市では13世紀末に存在を確認できるものの (Van Uytven, 1978, p.470)、市外市民の姿を明瞭に看取できるようになるのは、フランドルと同様14世紀に入ってからである。小都市にも存在したが (Bonenfant, 1959, p.311-312, Verbeemen, 1957, p.205-206)、ひとまずアントウェルペン・レウヴェン・ブリュッセルの3都市に限ってみると、アントウェルペンでは1390年以降の市民登録簿で82人の市外市民が区別され始めたのを皮切りに、15世紀前半で最大963名を数え、その後減少傾向を辿るものの16世紀前半まで百名程度の市外市民登録数を常に見ることができる。レウヴェンについては、ブラバント公家人層の後裔であった都市貴族家系 St. Peetermannen の市外市民化をまず特徴として挙げる事ができよう (Van Uytven, 1975, p.45-56)。<sup>(34)</sup>そして、フィリップ＝ル＝ボン統治期からは、15世紀末まで一時期を除き毎年ほぼ数百名の登録数のあったことが分かっている (Verbeemen, 1957, p.202-203, Van Uytven, 1975, p.56)。ブリュッセルでは、1339年の2名を初出として、14世紀半ばでも年間

200名に過ぎなかった市外市民登録数であるが (Godding, 1962, p.3, Bonenfant, 1959, p.344)、次項で述べる市内居住義務が貨幣納に変わった1377年を境として、急速にその数を増加させる。そして、15世紀80年代には最大450名の加入者を数えるほどに発展していく。そして16世紀以降も、平均年150名程度の安定した加入者数を示している (Godding, 1962, p.31, 藤井, 1985, p.150)。

上述した南ネーデルラントの有力都市のうちコルトレイクを例外として、殆どの都市の市外市民は領邦全域、時には領邦を越えて拡散している。<sup>(36)</sup>エノー市外市民はフランドル伯領でも散見されるし、フランドル都市では、ヘント市外市民が隣接他領邦に広く拡散しているのが看取でき、ブリュッヘとなると、南ネーデルラントだけでなく西欧各地への広範囲なその存在を確認することができる。ブラバント都市アントウェルペン・レウヴェン・ブリュッセルについては、ブリュッヘほどではないが、いずれの市外市民もブラバント公領全体に分布している。とりわけ、ブリュッセル市外市民は、公領全域にしかも密度高く散在しているのを確認することができる (藤井, 1985, p.156-158)。<sup>(37)</sup>

## 2) 義務と特権

中世後期南ネーデルラント都市の成長要因が、農村住民の吸引による人口増大にあった側面は否定できない。そして、それを積極的な施策として行おうとする場合の有力な手段が、市外市

(34) 中世後期ブリュッヘ市外市民の増大については、Schouteet (1965) t.1, p. XXI, Nicholas (1971) p.247, Van Houtte (1980) p.293-294を参照。

(35) レウヴェンの St. Peetermannen については差し当たり、Calbrecht (1922), Van Uytven (1980b) p.217-224を参照。

(36) 多数を擁したコルトレイク市外市民は、城代管区 châtellenie の外に出ることはなかった (Verbeemen, 1957, p.99, Decroix, 1978, p.425)。

(37) ブリュッセル市外市民の地理的分布については、地図【1】参照。

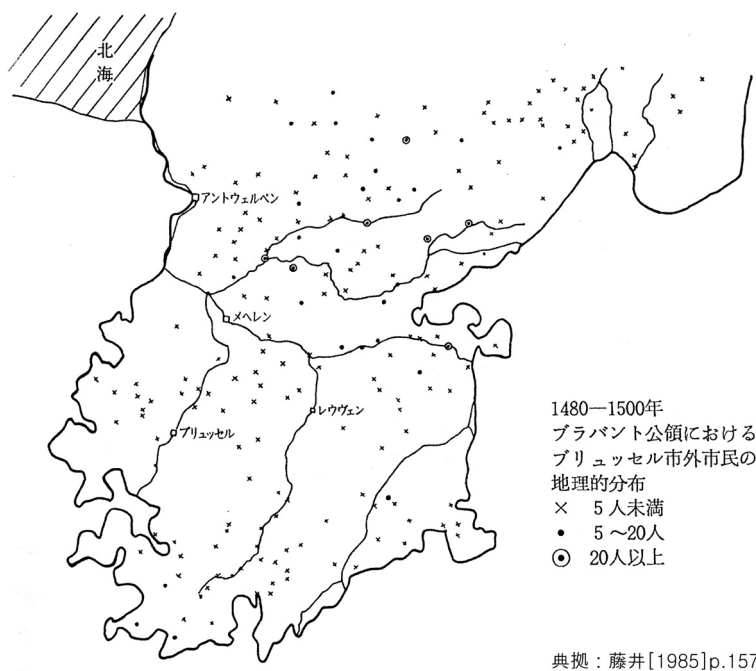
民制であったこともまた間違いない (Desporte, 1980, p.549, Klep, 1976, p.161)。そうした市外市民に課せられた義務の1つが一定期間の市内居住であり、「3大祝祭——降誕祭、復活祭、精霊降臨祭——を起源とする40日間ないし6週間の市内居住」(Huys, 1938, p.4 5, Verbeemen, 1957, p.84) というのは、拡張期の中世都市では大きな意味を持ったであろう。だがやがてそれは現実性を失い、14世紀末から15世紀にかけてのコルトレイクやブリュッセルで典型的に見られる通り、一定額の支払い義務へと変質することとなる (Huys, 1938, p.4 5, Godding, 1962, p.10 11)。

市内居住義務が有名無実化した後に、市外市民に課されるようになったのが、市内への住居

設定義務である。フランドルではすべての都市でこの義務が明記されているが (De Bruyne, 1964, p.36, Verbeemen, 1957, p.84)、エノー、ブラバント諸都市については不明とされる。<sup>(38)</sup>フランドルでは、市内居住の市民が市外市民へ住居を‘貸家’ (domicilium, pandhuis) として提供するという形態を取ることが通例で、その家は、市外市民の市内における営為の信用基盤ともなった (Schouteet, 1965, p.XV XVII)。

次に挙げられるのは、市外市民が所属する都市への防備ないし軍役の負担である (斎藤, 2010, p.163 164)。「火急の際には都市不在のすべての市民に市壁内帰還」が求められた (Huys, 1938, p.5, Godding, 1962, p.7)。この規定は都市軍事力の強化に貢献したが

地図【1】 ブリュッセル市外市民の分布



(38) ただし、エノー都市ハヴェの市外市民には3年間の市内家屋所有の義務があったことが分かっている (Bruwier, 1955, p.910 911)。

(Verbeemen, 1957, p.85)、市内居住の場合と同様に、やがて貨幣納化し名目的なものとなっていく (Verriest, 1940, p.219 221)。

最後に、前述した3領邦すべてについて、所属都市と領邦君主への年税支払い義務のあったこと (Verbeemen, 1957, p.84)、またエノー4都市については、伯による市外市民権取得税の徴収があったこと、が指摘できる (Bruwier, 1955, p.911, Verriest, 1940, p.217, 斎藤, 2010, p.159)。しかしその額や支払い形態は、都市ごとにまた時代に応じて様々であり、しかも、納税の確実性さえ必ずしも担保されていなかった、という状況に留意する必要がある。<sup>(39)</sup>

以上のような種々の義務と引き換えに、市外市民は経済的・法的特権を享受することができた。前者について見ると、最も典型的なものが流通税・市場税に関わるものの免除ないし減額で、<sup>(40)</sup>他にも、mainmorte, mailleure catelといった相続諸税 (Huys, 1938, p.17) や罰金・ラント (rente)・バナリテ (banalité) といった封建的諸賦課の免除特権を行使することができた (斎藤, 2010, p.163)。そのため、それらは諸都市にとって市外市民増加の有力な牽引力となった (Bruwier, 1955, p.910, Castelain, 1975, p.165)。ただし、いずれも領主権に抵触する可能性が高く、次の法的特権の行使と並行して市外市民に関わる紛争の一因ともなった。

第2に、南ネーデルラント市外市民が享受した法的特権とは、一言でいえば、自らが居住する在地の法的効力を免れ、所属都市の司法権下

に入ることができたということである。例えばアトについてかなり詳細にされている通り、「...基本的にアットに居住していない市民が、アットの外にあって犯罪に関わり、投獄された場合にも、在地領主の裁判からはのがれ、アットのメール (maire)・エシュヴァン (échevins) の裁判に属することとなる」 (斎藤 (2010), p.163. 引用文のカッコ内原語は引用者追記) のである。また被告としての権利だけでなく、アト当局を通じた加害者への訴追という原告としての権利行使が可能であったことや (Verriest, 1940, p.211 212)、在地領主によって逮捕されたコルトレイク市外市民が、都市当局を通じてフランドル顧問院から釈放を勝ち得た事例からも (Huys, 1938, p.17 18)、農村在住者に対して中世後期の市外市民制度が有した法的特権の大きな、しかし複雑な意味合いということを想定することができよう。つまり都市側からすれば所属市民の保護であり、領主層から見れば在地権力の軽視ということである。それゆえ両者間で紛争が発生することは必然であり、それが本論後段での主たる論点となる。

## (2) 市外市民をめぐる紛争

他の南ネーデルラント諸都市と同様、ブリュッセルを含むブラバントの有力都市も中世後期において社会・経済的に大幅な伸張を遂げる。<sup>(41)</sup> そうした中、市外市民の増加と拡散は、都市的権限と影響力の地理的拡大を意味したため、都

(39) 以上の点詳細は、藤井 (1985) p.161 162を参照されたい。

(40) tonlieu, winage といった流通に関する税の免除特権については、Verriest (1940) p.213 214, Bruwier (1955) p.909, Verbeemen (1957) p.84, Verbesselt, (1982) p.350を見よ。

(41) この点に関してここでは詳述する紙幅がない。差し当たり、フランドルについて、Derville (2002) p.105 175を、またブラバントについて、Van Uytven (2004c) を参照されたい。なお毛織物工業を梃子としたブリュッセルの経済成長とそれに伴う市政構造の変化についてはそれぞれ、藤井 (2007a) p.179 236, (2007b) を見よ。

市は外部の既存権力との摩擦に遭遇することとなった。しかもこの時、問題が都市 - 在地権力という二者間にとどまった訳ではなかったことに留意せねばならない。既に述べた通り、中世盛期から領邦統治の力が脆弱だったブラバント公権ではあるが、それでも最上級権力として上記の問題と無関係ではあり得なかったからである。加えて15世紀30年代以降、ブラバント公領がブルゴーニュ国家に組み込まれることによって、事態は一層錯綜した様相を呈し始める。

本項では、南ネーデルラント諸都市の市外市民をめぐる諸問題の背景と経緯、君主の対応を素描した後、ブラバント顧問院での裁判へ至った15世紀半ばの具体的な事例を分析することとしよう。

### 1) 紛争とその背景

市外市民の存在に端を発する諸問題というのは、第1に、ある都市と他の都市・農村との間、第2に、都市と在地領主との間のそれに大別することができる。<sup>(42)</sup>

まず第1点から瞥見していこう。市外市民制の早期展開を見たエノーでは、アト市外市民が他都市民をアト法廷へ提訴することを禁じ、相手方都市の法廷での裁判を命ずるギヨーム1世 (Guillaume I) の伯令が1331年に布告されている (Verriest, 1940, p.227 228)。これは、市外市民という制度が早い段階で他都市との軋轢を生み出していたことを証左している。

また、これは第2点とも密接に関連すること

ではあるが、14世紀以降ブラバント北部の都市ス=ヘルト=ヘンボスでは、近隣農村住民へ広範囲に市外市民権を付与することによって、税に関する村落の慣習法が市外市民の相続税免除特権に抵触したため、農村と都市間で対立の火種となったことが指摘されている (Coopmans, 1975, p.77 80, p.86 89)。市外市民となる誘因の1つに様々な税の免除特権があったという、前述の状況がすぐに想起されよう。14世紀初頭から既に多数の周辺都市——ヘーレントールス (Herentals)、モル (Mol)、ブレダなど——に市外市民を有したアントウェルペンでは、16世紀までの経済成長を背景として周辺地域から大量の移住者を抱え、同時に市外市民の大きな増加をももたらした (Prims, 1936b, Bousse, 1975, p.147 148)。それは他方で、隣接のフランドル伯領までも含め、都市外での市民をめぐる紛争を様々な次元で生み出すことにもなったのである。<sup>(43)</sup>

やがて時代が下るとともに、市民権の二重取得という新たな現象が混乱をもたらすこととなった。元来二重市民となることは禁止されていた訳ではなかったが、<sup>(44)</sup>やがて市外市民をめぐる生じる都市間の紛糾を増大させる原因となったことは疑いない。二重に市民権を持っていれば、自分に有利な方の権利を常に主張することが可能となるからである。1402年にブルゴーニュ公フィリップ=ル=アルディが、コルトレイク

(43) 個々の具体例については、Prims (1936a) p.126 131を見よ。

(44) コルトレイクとアウデナールデ (Oudenaarde) の二重市外市民の例を見よ (Castelain, 1975, p.170 173)。また、14 15世紀メヘレン (Mechelen) 市民は、市民権を保持したまま、アントウェルペンやレウヴェンなど他都市へ多数移住している事実も確認できる (Verbeemen, 1963b)。

(42) むろん、各々の紛争事例について両者の厳密な区分は不可能である。ここでは一応の区別とした。なお、都市的権威を背景とした市外市民の法的特権の濫用については、既に拙稿 (藤井, 1985, p.165 166) である程度整理している。

城代管区内での二重市民権の取得禁止令を發布し、既存の二重市民権保持者はいずれか一方のみを選択するよう強いられている。この措置は、コルトレイク市外市民の特権濫用を強く意識してのことであったのは言うまでもない (Huys, 1938, p.18 22)。<sup>(45)</sup>

更に、有力都市が結束して自分たちの市外市民の擁護を他都市に強要する事例も目をひく現象と言える。1428年リール (Lier) の参事会員6名が、7番目の参事会員ピエール=ヴァン=アーケン (Pierre van Aken) を、ブリュッセル市外市民であることを理由に罷免したため、ブリュッセルとこれと同調したアントウェルペンおよびレウヴェンの介入を受けることとなった。<sup>(46)</sup> 3つの都市の代表者が、ブラバント顧問院代表者を伴ってリールに赴き、ヴァン=アーケンの復職を要請したのである。しかし彼らの行動がリールでの暴力的反発を呼んだため、1428年6月22日3都市側は一致して、敵対者の処罰と6名の参事会員の公職解除を要求するに至った。3有力都市に対してリール側に抵抗力はなく、1429年4月11日ブリュッセルの要求を飲む結果となったのである (Godding, 1962, p.14)。<sup>(47)</sup>

次に、市外市民に起因する領主層との頻繁な係争について見てみよう。最初期のものは12世紀末エノー伯領のそれであろう。エノー伯ポー

ドワン5世 (Baudouin V) は、1195年に市外市民禁止令を公布しているが、「これは、聖俗両領主層の所領民が他都市の市外市民となることで、そのバン領主権から逃れてしまうことへの不満を受け止めての対応であった」とされる (斎藤, 2010, p.156)。また、14世紀末に年7千人もの市外市民登録を数えたコルトレイクでは、在地領主との軋轢も相当な数に上ったことは想像に難くない。ウェルヴィク (Wervik) 領主が捕らえたある市外市民を、都市側の釈放要求に応えず処刑したため、コルトレイク当局が1364年7月フランドル伯ルイ=ド=マール Louis de Male へ提訴し、当該領主への罰金刑とフランドル伯領全土でのコルトレイク市民保護権の確認という結果を得たのはその典型例であった。<sup>(48)</sup>

ブリュッセルでも、ジャンヌ=ド=ラ=レク (Jeanne de la Lek) というヘースウェイク (Heeswijk) の女性領主が、窃盗罪でブリュッセルの市外市民を1435年に絞首刑とした際、ブリュッセル当局が賠償金支払いとアンマンへの遺体引渡しなどを要求した例を見ることができる (Godding, 1962, p.16)。そして、1442年にはブレダ領主ナッサウ伯へ、また1449年にはディースト (Diest) 領主に対しても同様な要求を突きつけているのである。<sup>(49)</sup>

市外市民の係争相手は、在地領主の次元にのみとどまった訳ではない。都市リエージュ (Cité de Liège) とリエージュ司教 (Prince-Evêque de Liège) との対立をその典型例として挙げることができる。これは、都市の自立をめぐる、リエージュ司教と司教領に所在する都

(45) この禁止令の史料は拙稿において部分的に訳出しているので参照されたい (藤井, 1985, p.166)。

(46) これら3都市の同盟は1328年に遡る。ブラバント公さへも対象として、それぞれの都市に敵対者が出た場合の相互支援を約している (Favresse, 1931, p.128 129)。

(47) レウヴェンとブリュッセルの市外市民権を有していたニヴェル参事会員2名をめぐる1433年の同様な係争、また、上記3都市とメヘレンとの1442年の対立例も参照せよ (Godding, 1962, p.14 16)。

(48) しかもこの特権は1419年3月にも確認されている (Huys, 1938, p.17 18)。



市同盟との間の14世紀から続く紛争の一側面とされるが、1487年2月に妥協と和解が実現し、本来司教権の及ぶ都市外領域での市民権付与を、司教側が広く認めるという結末を見ている (Hélin, 1963, p.98-100)

ブラバント公権との衝突も例外ではなかった。その場合具体的な騷擾は代官職との間で発生することとなる。まず公権下の都市代官について、ここではブリュッセルの事例に限って瞥見するが、<sup>(50)</sup>都市民全般に対するアンマンとその配下による無法ぶりが既に13世紀半ばから看取でき、都市側を悩ませていた。1291年には代官の役人数を6名に制限する公の命令が発布されている。それでも、アンマンたちによるものを含め、14-15世紀を通じて誘拐・暴力など市民を襲う事件が鎮まることはなかった (Smolar-Meynart, 1981, p.238)。1362年には、市民を不当に処遇したという理由で、ブリュッセル当局がアンマンだったフィリップ＝ド＝テューデケム (Philippe de Tudekem) を排除するという事件が発生している (Favresse, 1931, p.128-129)。更にフィリップ＝ド＝サン＝ポール統治下都市の権限が一層強化される中で (前注12参照)、

1421年にはアンマンを含む公代官や在地領主によって逮捕されたブリュッセル (市外) 市民について、ブリュッセル法廷での司法手続きを行うことや、アンマンを始めとする公役人の権限を大きく制約することを定めた命令の布告に至るのである (Smolar-Meynart, 1996, p.374-375)。

また他方で、都市がブラバント公権の高官であるドロッサールとの対決姿勢を、そしてその結果として市民権の優越を見せることもあった。1414年5月、当時のドロッサールたるヤン＝ヴァン＝グリム (Jan van Grimes) がヒリス＝サンデルス (Gillis Sanders) というアントウェルペン市民をスヘレ (Schelle) という所で逮捕し、ブリュッセルのブラバント公居城へ連行したことをきっかけとする騒動がその一例である。サンデルスがアントウェルペン当局へ市民権を主張したために、市参事会が彼を投獄するとともに、アントウェルペンの都市法廷にて彼を裁く旨をドロッサールに伝えた。ところがグリムはこれを容認しなかったため、都市当局側は公およびブラバント顧問院にこの件を訴え出て、ドロッサールの関与を停止させることに成功したのである。<sup>(51)</sup>

(49) 後二者の事例ではいずれもブラバント顧問院が関与しているが、ディースト領主との衝突では、最終判決が出るまで当該人の身柄を顧問院が預かるという結果になったのに対し、ナッサウ伯との対立では、ブレダ領内での犯罪のかどで逮捕された本人が、ブリュッセルでの裁判を忌避すべく、市外市民の特権を保留してブレダでの処遇を求めた。そこでブリュッセル当局は、この件をブリュッセル市外市民の特権行使に関する例外的な措置とみなすよう要求し、ナッサウ伯はそれを1449年6月9日に容認するという、いささか奇妙な展開と結末を見ている (Godding, 1962, p.16-17)。この時ブレダ領主はジャン＝ド＝ナッサウ4世であり、ドロッサール職に就いていたことを考えると (前注20参照)、次項で述べるヴァン＝アウトフェン事件での彼の薄い関与の理由を想像させる。

(50) アンマンとブリュッセルとの軋轢については本稿第1節で若干言及した。

(51) Prims (1936a) p.130-131. なおこのプリムスの論文では1414年当時のドロッサールがヤン＝ヴァン＝グリムとされているが、スモラー＝メイナルの研究によると、1412年6月から1416年9月まではアンリ＝ド＝ベルヘン (Henri de Bergen) がドロッサール職に就いており、他方、グリムの就任期間は1422年8月から1427年9月となっている (Smolar-Meynart, 1991, p.528)。この齟齬については今のところ理由が判然としない。次項で見ると通り、ブラバント公高官の職務執行にはしばしば代理官が立てられているので、プリムスの紹介する例でのドロッサールは、グリムはドロッサール代官だった可能性は考えられる。

2) 君主側の対応 フィリップ＝ル＝ボン期を中心に

在地領主権ひいては上級領主権を脅かすほどの市外市民の問題について、君主側も手をこまぬいていた訳ではない。エノー伯の布告やブルゴーニュ公フィリップ＝ル＝アルディの二重市民権禁止令については既に述べた通りである。そして最も深刻な対応を迫られたのが、ブルゴーニュ国家の集権的安定を期そうとしたフィリップ＝ル＝ボンの時代であった。<sup>(52)</sup>

1430年のブラバント公登位当初フィリップ＝ル＝ボンは、諸都市や身分制議会の権限を配慮し、公領統治には慎重な姿勢を示した。本稿第1節第3項でも触れた通り、法治機関として要となる官房長・顧問院組織については、前公のフィリップ＝ド＝サン＝ポール期のままとひとまず存置したのはその表出である。

しかし統治開始後10年以上を経て、次第に顧問官の増員を柱とする顧問院の司法権限が強化されるとともに（藤井，2010，p.88-89）、1440年代には市外市民を含め都市特権をめぐる係争が増加したことも手伝って、フィリップ＝ル＝ボンのブラバント都市に対する抑制策がより強められたものとなっていく。<sup>(53)</sup>大きな転機となったのが1446年の事件である。この年ソワーニュの森（forêt de Soignes）でアンマンに逮捕されたジャン＝モルクマン（Jean Molqueman）なる市外市民を、ブリュッセル当局がアンマンを無視し独断で裁いたのは公権の侵害だとして、

(52) ヴァロワ家ブルゴーニュ公による南北諸領邦の集権化策とその困難については、差し当たり Schnerb (1999) p.257-261を見よ。

(53) アントウェルペンとス＝ヘルトヘンボスに対する1440年の都市参事会証書の発給禁止令が恐らく最初期の施策であろう（Godding, 1954, p.327）。前注30でも記した通り、ここでも都市参事会証書に関して詳細は割愛せざるを得ない。

ブリュッセル代表者を公のもとへ召喚したのである（Godding, 1954, p.18, n.63, 1991, p.341）。

この件を契機に、フィリップ＝ル＝ボンは特に有力都市の特権濫用を抑制すべく、ブルゴーニュ公官房長ニコラ＝ロラン（Nicholas Rolin）列席の元、ブラバント官房長アントワーヌ＝ド＝クロイ（Antoine de Croy）他高官数名へ命じて「公権の利益」と都市特権について検討させる一方で、ブリュッセル代表者たちにブラバント顧問官たちとともに布告草案の協議に当たさせた。都市側は公へ恭順の意を示したため、15世紀前半の‘新体制’以来認められてきた都市特権に関し、制約を設ける公令が遂に1446年3月31日に公布されることとなった。この時恐らく初めて、アンマンの本来的権限——つまりブリュッセル参事会員の不正断罪と都市の立法・施行への介入権——が正式に確認されたのである（Gilissen, 1954, p.580, Smolar-Meynart, 1996, p.377-378）。しかしながら、その中にはアントウェルペンとレウヴェンを含め、一部ブリュッセルの旧来的権利を容認する項目がなお含まれており、有力都市に対する公側の配慮が依然として作用していたことも見逃すことはできない（Godding, 1991, p.341-342）。

1420年代のフィリップ＝ド＝サン＝ポール統治下で、ブリュッセル当局が獲得していたアンマン代理の任免権を含め、アンマンの本来的権限が改めて確認されたのは1459年1月20日の公令においてであった（Smolar-Meynart, 1996, p.379-380）。<sup>(54)</sup>そうした方針が更に推し進められ、フィリップ＝ル＝ボンによるブリュッセルに対する権利制約のほぼ完成を見るのは、1461年5月21日のサン＝トメール（Saint-Omer）の布告と呼ばれる公令においてである（Gilissen, 1954, p.580）。<sup>(55)</sup>

こうして、1460年代にはフィリップ＝ル＝ボンは、ブラバント公権の執行官たちの本来の権限の復活とブリュッセルを始めとする都市の特権の抑制にある程度成功を収めていた。むろん、それはすぐに上からの強権執行という事態を生じさせた訳ではない。拙稿でも述べた通り、ブラバント顧問院は都市も含め、多くの係争処理を1460年代に行ったが、それはあくまでも最終審としての手続きに則った上でのことであり(藤井, 2010, p.92)、また、公役人の不法・不正などに対しても適正に対処している点も見れば、諸都市との関係が常に対立的だったという訳ではないからである(Godding, 1991, p.345-347)。

### 3) ヴァン＝アウトフェン事件とその顛末

前項までに見たような、都市とブラバント公権をめぐる社会・政治的文脈の中で、1464年から1465年にかけてブリュッセル市外市民とドロツ

サルを巻き込む係争——ヴァン＝アウトフェン事件——は発生した。それは、ブリュッセル市外市民と上級権力との衝突の典型例とされる(Godding, 1999, p.354-355)。<sup>(56)</sup>概要をまず記せば、図表【1】に見る通り、女子誘拐のかどでヴァン＝アウトフェン3兄弟を逮捕・提訴・投獄・断罪したことに對し、ヴァン＝アウトフェン家及びブリュッセル当局側を原告、メーガン伯ジャン＝ディクビエ(Jean Dichier, comte de Meghan),<sup>(57)</sup>とその代官 Ecoutète 及び副ドロツサル Sous-Drossard のゴドフロワ＝ド＝カウク(Godefroid de Cuyk)<sup>(58)</sup>を被告として、1464年9月にブラバント顧問院へ提訴された係争である。

この発端は、メーガン伯ジャン＝ディクビエが、領地内のミールローに依るヴァン＝アウ

(54) この公令を記した史料については、Den Luyster (1998), t.2, p.129-137を見よ。なお、フィリップ＝ル＝ボンによるブリュッセル権限の抑制推進策は、1455年頃から十数年に渡るブリュッセル内部の都市貴族対立を背景にしたものでもあったことに留意したい(Smolar-Meynart, 1996, p.379)。ケステルハート派(Kestelgat)の都市門閥でアンマンだったジャン＝ダンギャン(Jean d'Enghien)が、ブルゴーニュ公の支援を梃子にして、市参事会を牛耳るド＝モル派(De Mol)の一掃を企てた、というのがその概略である。この都市貴族の対立について詳細は、Bartier (1942), Dickstein-Bernard (1965), 藤井 (2007) p.218-220を参照せよ。また、上記ジャン＝ダンギャンは1455年にブラバント顧問官に任命されていることも付記しておきたい(Godding, 2001, p.108)。

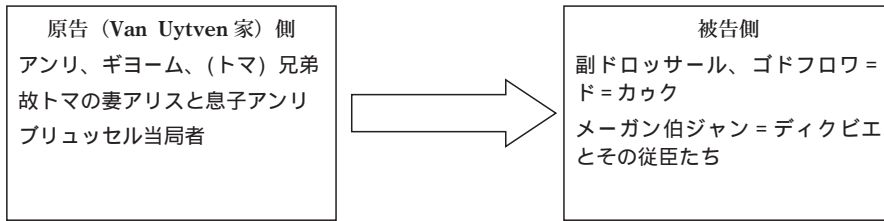
(55) サン＝トメールの布告について概要を記すと、市外市民などの市民特権へ制約付与、アンマン不在下の都市参事会による仲裁裁定の禁止、都市法域外の裁判に対する直接関与の禁止、公の森林長官や大狩猟官(前注8参照)の管轄範囲たるソーニユの森の裁判権剥奪、都市と在地領主・公役人間の係争解決は、ブラバント顧問院の専権事項とする、である(Smolar-Meynart, 1996, p.381)。

(56) 厳密に言えば以下で扱う事象の総体は、ヴァン＝アウトフェン3兄弟の女性誘拐事件および後日それをめぐって争われた複数の裁判とその結果ということになるが、本論では単に「ヴァン＝アウトフェン事件」と称することとする。なお、ブラバント公の政権における高位役職者であっても、その権力濫用に対して、ブラバント顧問院での訴追対象となることがあった点は改めて銘記しておきたい(Smolar-Meynart, 1991, p.227)。

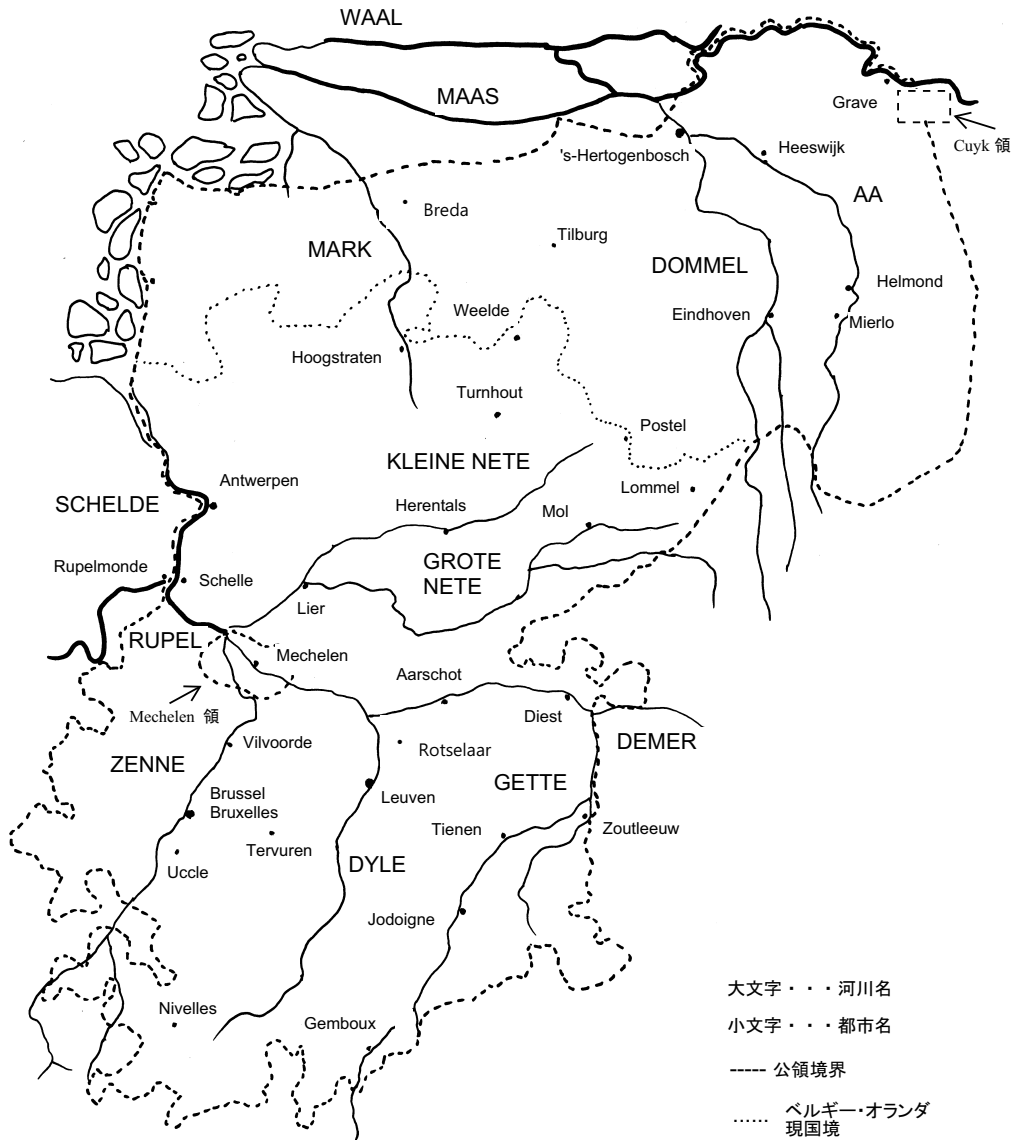
(57) もともとス＝ヘルトヘンボスの都市貴族だったディクビエ一族は、15世紀前半にミールロー Mierlo を所領として持ち(地図【2】参照)、ブラバント公によって都市徴税官やヴィルヴォールデ(Vilvoorde)都市評議員の地位を与えられた。1438年に死去したあるジャン＝ディクビエは、生前フィリップ＝ド＝サン＝ポールの顧問官であった(Uyttebrouck, 1975, t.2, p.681)。

(58) 12世紀以降ド＝カウクはマース(Maas)河下流左岸のケンペン(Kempen)地方で、都市フラーヴ(Grave)に隣接する所領を持つ有力貴族である(Van Ermen, 1987, p.55)。1453年に彼は、ブルゴーニュ公フィリップ＝ル＝ボン治下で内乱を起こしたヘントに対し、トゥルンハウト(Turnhout)の代官としてその市民軍を率い、これに当たったという逸話を残している(Jansen, 1946, p.82, p.84)。ゴドフロワは、1463年から副ドロツサルの地位を得ている(Smolar-Meynart, 1991, p.529)。なお、カウク領(Land van Cuyk)については地図【2】およびColdeweyj (1981), Kuys (1988)を、ケンペン地方についてはJansen (1946) p.14の地図を参照されたい。

図表【1】 1464年9月ブラバント顧問院の法廷における関係者



地図【2】 15世紀ブラバント公領と諸都市



Uyttebrouck (1980) p.228, Godding (1999) より作成

トフェン3兄弟 — アンリ (Henri)、ギヨーム (Guillaume)、トマ (Thomas) — を告発・提訴したことにあった。<sup>(59)</sup> 訴因は都市リエージュ近郊での兄弟たちによる若い女性の暴行・誘拐容疑である。メーガン伯は、すぐに彼らを捕縛させるとともに、本来認められていないブラバント公領外の法廷 — 都市リエージュのそれ — へこの件を訴え出た。ところが案に相違し、リエージュ法廷は事実未確認としてメーガン伯側を敗訴としたのであった。しかしそれにも関わらず、メーガン伯ジャンはトマとアンリ兄弟

がミールロー周辺に所有していた土地を没収してしまう (Smolar-Meynart, 1963, p.6)。

トマとアンリは、誘拐事件が発生した後ブリュッセルの市外市民権を獲得していたため、土地没収に対してブリュッセル市当局の介入を招くこととなった。メーガン伯はリエージュ法廷の再現を恐れた。もしブリュッセル都市法廷でこの件が裁かれ、敗訴となれば没収地を返却しなければならないからである。<sup>(60)</sup> そこでメーガン伯はブリュッセル裁判権に対抗すべく、当時ドロツサル職にあったジャン＝ド＝ナッサウ4世

図表【2】 ヴァン＝アウトフェン事件の経過

時 期	出 来 事	摘 要
1464年9月以前	メーガン伯ジャンによるヴァン＝アウトフェン3兄弟提訴 (リエージュへ) 敗訴	リエージュ近郊での女性誘拐容疑
	メーガン伯、トマとアンリの土地没収 (在Mierlo) ブリュッセル介入	
	メーガン伯、ドロツサルへ提訴	メーガン伯、兄弟の死刑を求める
	ドロツサル職の ジャン＝ド＝ナッサウは、ゴドフロワ＝ド＝カウクへ権限委任	メーガン伯、副ドロツサルのド＝カウク抱き込み
	ド＝カウク、兄弟を逮捕・投獄	Troys Fontaines 獄舎へ秘密裏に
	ド＝カウク、兄弟の有罪を宣告	拷問による自白とメーガン伯側の証拠のみによる
	ブリュッセル、伯の勝訴と兄弟の土地没収をいったん容認	Mierlo 参審人団の偽証に基づく判断
	トマの処刑	通常の手順を踏まず
	都市ブリュッセルが再介入	副ドロツサルたちの不正が広く取りざたされたため
1464年9月25日	メーガン伯と副ドロツサルをブラバント顧問院へ告訴	メーガン伯ジャンは出廷せず 副ドロツサルのゴドフロワは出廷
1465年3月21日	メーガン伯とその代官へ有罪判決	メーガン伯は10年の投獄と2000 £ の罰金、 代官は20年の投獄と財産没収 補償へ
1465年9月4日	副ドロツサル、ド＝カウク処刑	ド＝カウクについての詳細な史料なし
1465年度末	ブリュッセル都市会計から不明朗な出費	裁判工作費か？

(59) メーガン伯領は、1415年にブラバント公に帰属する所領となっている (Van Uytven, 1976, p.110)。なおこの事件全体の様相は図表【2】を参照されたい。

(60) スモラー＝メイナールは、メーガン伯ジャンが強引な訴訟に出たのは兄弟の土地が目当てであった、と見ている (Smolar-Meynart, 1963, p.6)。

（前注20参照）へ提訴し、改めて兄弟たちの死刑を求めたのである。

ジャン＝ド＝ナッサウ4世は、訴訟指揮を彼の代理官であるゴドフロワ＝ド＝カウクに委任した。そこで、メーガン伯ジャン＝ディクピエは金銭によるド＝カウク抱き込みを図って裏工作を行い、それに成功したようだ。<sup>(61)</sup>通常の司法手続きを無視する形で、副ドロツサールのド＝カウクはアンリとトマの2兄弟を逮捕し、Troys Fontaines と呼ばれたブラバント公の獄舎へ秘密裏に投獄したのであった。<sup>(62)</sup>

ド＝カウクが指揮する裁判において、判決前にブリュッセル側は証拠を求めたが、拷問による自白内容とメーガン伯側側のみの証拠が提示された。しかも、その法廷には被告2名が不在だったのだが、不在理由についてミールローの参審人団<sup>(63)</sup>が虚偽の証言を行い、ヴァン＝アウトフェン兄弟には出廷勧告がなされていたことになった（Smolar-Meynart, 1963, p.8, n.55）。そのためブリュッセル側は、裁判欠席を本人たちの意志とみなし、メーガン伯側の勝訴と伯代官による被告兄弟の財産没収を容認することになったのである（Smolar-Meynart, 1963, p.8）。

結局副ドロツサールのド＝カウクは兄弟を有罪とし、死刑判決を下した。処刑に向けた動きは極秘裏に進められたようで、上述の通り兄弟たちの投獄先は一般に明らかにされないまま、しかも、トマ＝ヴァン＝アウトフェンの処刑は、

当時慣例となっている手順—— 弔鐘を鳴らしつつ刑場へ向けて定められた順路を辿る —— を踏まない仕方で行われた。<sup>(64)</sup>ド＝カウクはもう1人のアンリについても同様な処理を進めようと画策していた。

しかしながら、やがてメーガン伯や副ドロツサールたちの不正が人口に膾炙するに至り、ブリュッセル当局も彼らの不正を改めて認識することとなった。こうして、ブリュッセル市政3会派<sup>(65)</sup>が一致して、市民に対する不正な勾留と処刑への補償をブラバント顧問院へ提訴するに至ったのである。<sup>(66)</sup>

(64) これに、護送役がメーガン伯の配下たちであったことと、彼が処刑人への報酬支払いを行ったことが加えられる。処刑人への支弁は通常ドロツサールが行うこととなっていた（Smolar-Meynart, 1963, p.8, n.54）。

(65) ブリュッセル都市当局は14世紀半ばから、手工業ギルド（＝アンバハト）の代表がその一部構成員となるなど、複雑な変遷を辿る。1421年の‘新体制’を経て、Wet（＝Loi）と呼ばれる第一会派、その退任者たちで *Conseillers urbains* と呼ばれる第二会派、ナシオン Nation と呼ばれる一般市民が構成する第三会派、の三者が15世紀中葉都市の法治・行政を司っていた。以上詳細は、拙稿（藤井，2007b）を参照されたい。

(66) «Naer dien dat voormaels by der Weth, ende Goeden mannen van den Raede van der Stadt, ende oock by den gheswoeren van den Ambachten, ende honderste Luden van der Stadt zamentlyck es overdraeghen, dat men ernstelyck volghen soude om te crygene reparatie van de rechten der selver Stadt, die by Godende van Cuyck Onder-Drosser van Brabant, midts den onbehoorelycken ghevanckenisse, ende gherichte ghedaen over den Persoon Thomas van Wytvenne van Merle, Poorters der selver Stadt grootelick waeren ghequest, ende dat men daer aen egeenen arbeyt, noch cost spaeren en soude, ende dyen overdraege achtervolghende, de Heeren van der Weth nu sittende die saecke ghevolght hebben, soo verre, dat de voorsz. Godevaert van Cuyck mits synen groote mesgrype voogeruert,...»（Den Luyster, 1998, t.2, p.149）。〈かつて参事会員だった者、現在都市評議会員たる者、アンバハトの宣誓役そして都市の百人組隊長たちは一致して以下の通り宣言する。我らは、我らの都市民でミールローのトマ＝ヴァン＝アウトフェンに対して加えられた不法な勾留と処罰により、副ドロツサールのゴドフロワ＝ド＝カウクが侵害した我らが都市の権利を回復すべく...〉（下線部のみ訳出）

(61) メーガン伯家とド＝カウク家はいずれも15世紀を通じて、ドロツサールの代官職を務める重要な地位にあった（Smolar-Meynart, 1991, p.106）。

(62) 3番目のギヨーム＝ヴァン＝アウトフェンへの言及が見られるのは、後のブラバント顧問院での裁判においてである（Smolar-Meynart, 1963, p.7, n.43）。

(63) ミールロー参審人団は1402年と1464年の2度、周辺地域に対する権限を他集落との係争をブラバント顧問院へ提訴している（Goddig, 1999, p.501, p.536）。

1464年9月25日副ドロツサルとメーガン伯に対してブラバント顧問院法廷がブリュッセルで開催された。ゴドフロワ＝ド＝カウクはその裁判に出席したが、ジャン＝ディクピエは出廷することはなかった。裁判の結果、1465年3月21日メーガン伯ディクピエは10年の投獄と2000£の罰金という判決が下された (Godding, 1999, p.536)。彼の代官にも20年の投獄刑が科されると同時に財産も没収され、それはヴァン＝アウトフェン兄弟の家族へ補償に回されている (Smolar-Meynart, 1963, p.9)。

副ドロツサルのド＝カウクに対する沙汰はどのようなものだったろうか。公の代官という地位を意識してか、ある史料に言及が一度あるのみで、ブラバント顧問院などに関連する史料でも言及が全くない、という (Smolar-Meynart, 1963, p.10)。しかし恐らくは、背任行為、不正法廷、都市特権の侵害などの罪に問われたのであろう。ゴドフロワ＝ド＝カウクは1465年9月4日に斬首され、Pré-aux-Laines, Wollendriesch という場所で刑場に晒されるという運命を辿った (Henne, 1845, t.1, p.265)。他方、メーガン伯ジャン＝ディクピエは、延命権を買い取って生き延びたと推察されている。<sup>(67)</sup>

以上、ブリュッセル主導下で進行した裁判について、スモラー＝メイナールはド＝カウクを極刑に導いたその判決の妥当性に、都市当局の不審な対応を根拠として疑問を投げかけている

(67) Smolar-Meynart (1963) p.10. なお、副ドロツサルのド＝カウク処刑については、以下の史料を見よ。《Int selve jaer, den iij<sup>en</sup> dach van septembrijs, doen was onthoet Geijvaert van Cuijc, onder drossete van Brabant, opten Wollendriesch, om eenen portere van Bruesel die hy onthoet hadde.》(Piot, 1879, p.60). (1465年9月4日。副ドロツサルのゴドフロワ＝ド＝カウク、ブリュッセル市民処刑のかどで、Wollendriesch にて処刑される。)

(Smolar-Meynart, 1963, p.11)。というのも、1465年度の都市会計から3000 couronnes という巨額のカネが支出されたため、ブリュッセル会計官たちは都市当局者に支払い相手を問い質したが、<sup>(68)</sup>市政3会派が一致して支出対象者とその内容についての説明を拒み、会計簿への詳細記述を不要だと命じているのである。<sup>(69)</sup>これは上記の裁判において、カネを使った不正が行われた可能性が高いことを示している。先駆的研究者のエンヌとワウテルスは、1465年度都市会計における3000 couronnes の出費をブラバント公宮廷への対策費であるとしていた (Henne, 1845, t.1, p.265)。しかし、副ドロツサルに関する裁判がブラバント顧問院によって行われたことに疑いはなく、また宮廷対策費用ならば使途を隠す必然性もさほど大きいものではない。なぜなら、1463年2月1日にシャロレ伯 (Comte de Charolais) (後の第4代公シャルル＝ル＝テメレール) 夫妻へ2000 couronnes を贈答支出しているが、その際は都市の公的

(68) 1359年の財政改革により、ブリュッセル会計官は毎月会計簿を作成するとともに、それを都市住民へ閲覧提供するなど、透明性を高めてきたという経緯がある (Favresse, 1932, p.115)。なお中世後期ブリュッセルの都市会計と監査のありようについて詳細は、拙著 (藤井, 2007a, p.261-274) を参照されたい。

(69) «Daer rees wederom een verschil binnen de Stadt Brussel in den Jare 1465 tussen de Wethouderen ende de Rentmeesters, ... beloopende 3000 franche croonen, ... van de welcke de afgaende Rentmeesters nochtans wilden de namen weten, om die op hunne Reken-boeck te setten, t' welke de Wethouderen sustineerden niet noodghe te syn... Dat men geen vercleer van de voorgenoemde Persoonen, oft hunnen naemen, die t' voorsz. gelt gehadt hebben voirder doen en sal, om te verhueden de lasten, ende Commeren die daer af commen mochten.» (Den Luyster, t.2, 1998, p.149, p.150). (1465年、市参事会と会計官との間に発生したある対立について...今は離職した会計官が、3000couronnesにもものぼる金額の会計簿記載のため支出相手の氏名を欲したが、参事会員たちはその必要はないと主張した...) (下線部のみ訳出)

な手続きが取られているからである（藤井，2007b, p.82）。従って支出の内容は断言はできないものの、スモラー＝メイナルの言うように、3000 couronnes というのは顧問院構成員への工作費だったと考えることも十分可能なのである。

副ドロツサールのゴドフロワ＝ド＝カウクとメーガン伯ジャン＝ディクピエに対する裁判と判決内容について、それが事実を反映したものでかどうか、結局のところ明らかではない。史料（Den Luyster, t.2, 1988, p.149-151）から読み取れるのは、ブリュッセル市民の不当な処刑と公代官たちによる都市特権の侵害という出来事である。そして当時ブリュッセルが特権侵害を重視したことは明らかである。この事件をめぐっては、第一会派だけではなく、3つの会派が一致して決定を下すほどの重大事とみなされたからである。<sup>(70)</sup>

いずれにせよ、15世紀半ば副ドロツサールという高官に対する裁判で、ブリュッセルはブラバント公権に部分的にはあれ優越することとなった。<sup>(71)</sup>以後ドロツサールは、ブリュッセルから執拗に都市特権侵害を訴えられ、都市と対決する懸念を常に抱えることとなったのである（Smolar-Meynart, 1963, p.12）。

## おわりに 結論に代えて

14世紀半ば以降、脆弱で時に短命なブラバント公の政権は、ブリュッセル・アントウェルペン・レウヴェン・ス＝ヘルト＝ヘンボスといった有力都市を主たる交渉相手としながら、公領の安定統治を模索し続けていた。そうした中1430年夏、諸都市の宥和策を続けてきた公フィリップ＝ド＝サン＝ポールの突然の死が、第3代ブルゴーニュ公フィリップ＝ル＝ボンにブラバント公位をもたらしこととなった。既にフランドル伯領も手中にあり、隣接公領まで加えて次第に接木的に拡大してきた‘ブルゴーニュ国家’を如何に集権的に統治していくか。それは15世紀を通じ公権の大きな課題ともなった。その時槓桿となったのが、会計院・顧問院など整備された行財政組織である。<sup>(72)</sup>

1380年代に初代公フィリップ＝ル＝アルディの手で財政機関としての会計院、司法統治機構としての顧問院がフランドルで導入されていたが、<sup>(73)</sup>その施策はフィリップ＝ル＝ボンによっても引き継がれた。<sup>(74)</sup>他方で、発達した都市経済を擁す北部諸邦が公の財政基盤となる反面、<sup>(75)</sup>南ネーデルラントの領邦君主にとって伝

(70) 前注65参照。1421年以降、通常市政は第一会派が司るものの、都市全体に関わる重大事案に際しては3つの会派が一致してこれに当たることとなっていた（Favresse, 1932, p.329-330）。

(71) 1465年当時ブルゴーニュ公フィリップ＝ル＝ボンは公太子シャルルを後継者とすべく、統治下諸邦の各都市へ特権確認などの譲歩を余儀なくされていた（Henne, 1845, t.1, p.264-265）、という背景にも留意する必要がある。なお、シャルルの公位継承をめぐる1460年代の政治的状况については、Vaughan (1970) p.376-379, Schnerb (1999) p.391-405を見よ。

(72) 西欧の近代国家形成過程における会計院の重要性については、差し当たり Contamine (1996b), (1997), Genet (1996), 中堀 (2001) p.56を参照されたい。

(73) この間の経緯については、ひとまず拙著（藤井，2007a, p.74-91）を参照されたい。

(74) ただし、ブルゴーニュ期以前からの財政機構とその整備の連続性という視点を軽視してはなるまい。それは拙著で述べた点であり（藤井，2007a, p.43-51）、本論でもブラバント公領について強調した通りである。

(75) 北部ブロックの研究状況——詳細は拙著（藤井，2007a, p.37-43）を参照——に比較して、ブルゴーニュ国家の南部ブロックに関する経済史・財政史の研究はさほど多くない。ここでは、我国の研究（中堀，2001, 2004, 2006, 2008, 金尾，1998, 2006-2011）と西欧学会の比較的最近の成果（Rauzier, 1996, 2009）を示す。



統的な課題、つまり都市的権力との不断の折衝が残されることになった。

15世紀半ばまで、ブラバント公の最高代官としてのドロツサルと最高司法機関としての顧問院を梃子に、都市に対する公権の優位を築こうとしたフィリップ＝ル＝ボンの目標は、ある程度成功を収めたことは間違いない。しかしそれは、必ずしも直線的に進行した訳ではなく、また公 - 高位官僚 - ブラバント顧問院といった垂直的統治機構が十全に整備された訳でもなかった。ヴァン＝アウトフェン事件とその経緯を仔細に検討すると、ドロツサルの代官たちとブリュッセル市外市民の紛争とその結果は、当該事件関係者という微視的な範囲だけでなく、15世紀後半以降の公権執行者ひいてはブラバント公自身の諸都市に対する権威の揺らぎを、15世紀半ばにおいてさえもたらしたことが判明するからである。

M. ボーネは次のように言う。「ウィム・ブロックマンスの言葉を借りれば、都市は「交渉の都」と化し、そこでは権力分有機構が発達したので

ある。にもかかわらず、フランスの君主制的伝統とイデオロギーに染まった新しい支配家系ヴァロワ・ブルゴーニュ公家の出現は、支配者と被支配者の間の権力バランスをドラスティックに変化させることになった。家門の領域拡大を目指し、ゆえに対外戦争に規定される国家の力学は、公然と都市エリートの利害と衝突した。都市は君主の宮廷と役人の支配下に入り、新たに出現した君主権力のデモンストレーションは、権力バランスの変化を示す好機となる。」(ボーネ, 2006, p.280)。

しかし、ブルゴーニュ公支配以前はもとより、フィリップ＝ル＝ボン統治開始以降でも、ブラバント諸都市が単なる「交渉の都」で、ブルゴーニュ公の出現により権力分有機構が溶融したのかどうか、なお検討の余地があるように思える。それは、ブラバント公権（公政府）と都市および両者をつなぐ都市エリートの、よりミクロの関係を検討することで見えてくるのではないか。今後の課題とする所以である。

## 文献目録

### 欧語

- Actes (1989) *Notariado público y documento privado: De los orígenes al siglo XIV. Actas del VII Congreso internacional de diplomática*, (Valencia, 1986), t.2, (Congreso Internacional de Diplomática), Valencia.
- Actes (1997a) *Les élites urbaines du moyen âge. XXVII<sup>e</sup> congrès de la SHMES*, (Rome, mai 1996), (Société des Historiens Médiévistes de l'Enseignement Supérieur Public. Série histoire ancienne et médiévale 46), (Publication de la Sorbonne), Paris.
- Actes (1997b) *{Pouvoir et gestion}. Cinquièmes rencontres 29 et 30 novembre 1996* (Collection histoire, gestion, organisations, no.5), (Presse de l'Université des Sciences Sociales de Toulouse), Toulouse.
- Actes (2009) *L'autorité de l'écrit au moyen âge (Orient-Occident) : XXXIX<sup>e</sup> Congrès de la SHMESP (Le Caire, 30 avril-5 mai 2008)*, (Histoire ancienne et médiévale; 102), (Publication de la Sorbonne), Paris.
- Avonds, P. (1982) "Brabant en Limburg 1100-1403," *Algemene Geschiedenis der Nederlanden*, t.2, (Fibula-

- Van Dishoeck), Haarlem, p.452-482.
- Avonds, P. (1984) *Brabant tijdens de regering van hertog Jan III (1312-1356) : De grote politieke krisissen*, (Verhandelingen van de Koninklijke Academie voor Wetenschappen, Letteren en Schone Kunsten van België. Klasse der Letteren, Jg.46), Brussel.
- Avonds, P. (1991) *Brabant tijdens de regering van Hertog Jan III (1312-1356): Land en instellingen*, (Verhandelingen van de Koninklijke Academie voor Wetenschappen, Letteren en Schone Kunsten van België. Klasse der Letteren, Jg.53), Brussel.
- Baerten, J. (1979a) “Een hoofdstad: Brussel, hoofdstad van een graafschap. Naar autonomie,” Stengers (1979) p.41-50.
- Baerten, J. (1979b) “Brussel, hoofdstad van een hertogdom: Politieke en economische aspecten,” Stengers (1979) p.56-67.
- Baerten, J. (1985) “De politieke evolutie te Brussel in de 15de eeuw,” *Tijdschrift voor Brusselse geschiedenis*, Jg.2, p.111-122.
- Bartier, J. (1942) “Un document sur les prévarications et les rivalités du Patriciat bruxellois au XV<sup>e</sup> siècle,” *Bulletin de la commission royale d'histoire*, t.107, p.337-379.
- Bartier, J. (1955) *Légistes et gens de finances au XV<sup>e</sup> siècle. Les conseillers des ducs de Bourgogne Philippe le Bon et Charles le Téméraire*, 2 vols., (Académie royale de Belgique), Bruxelles.
- Bartier, J. (1965) “Une crise de l'état bourguignon: La réformation de 1457,” Despy (1965) p.501-511.
- Billen, C. (1995) “Bruxelles-capitale?,” Morelli (1995) p.219-232.
- Blockmans, W. (1980) / Van Herwaarden, J., “De Nederlanden van 1493 tot 1555: Binnenlandse en buitenlandse politiek,” *Algemene Geschiedenis der Nederlanden*, t.5, (Fibula-Van Dishoeck), Haarlem, p.443-491.
- Blockmans, W. (1985) (dir.), *Le privilège général et les privilèges régionaux de Marie de Bourgogne pour les Pays-Bas 1477* (Standen en Landen: Anciens Pays et Assemblées d'Etats, t.80), Kortrijk-Heule.
- Blockmans, W. (1988) “Princes conquérants et bourgeois calculateurs. Le poids des réseaux urbains dans la formation des états,” Bulst (1988) p.167-181.
- Blockmans, W. (1997) / Prevenier, W., *De Bourgondiërs. De Nederlanden op weg naar eenheid, 1384-1530*, (Meulenhoff), Amsterdam.
- Blockmans, W. (1999a) / Prevenier, W., *The Promised Lands: The Low Countries under Burgundian rule, 1369-1530* (Trans.by Fackelman), (University of Pennsylvania Press), Philadelphia.
- Blockmans, W. (1999b) / Boone, M. / De Hemptinne, T. (eds.), *Secretum Scriptorum: Liber Alumnorum Walter Prevenier*, (Garant), Leuven / Apeldoorn.
- Bonenfant, P. (1921) “Le premier gouvernement démocratique à Bruxelles,” *Revue de l'Université de Bruxelles*, p.566-594.
- Bonenfant, P. (1934) “Quelques cadres territoriaux de l'histoire de Bruxelles (comté, annannie, quartier,

- arrondissement),” *Annales de la société royale d’archéologie de Bruxelles*, t.38, p.5-45.
- Bonenfant, P. (1953) “Bruxelles et la Maison de Bourgogne,” *Bruxelles* (1953) p.21-32.
- Bonenfant, P. (1958) / Despy, G., “La noblesse en Brabant aux XII<sup>e</sup> et XIII<sup>e</sup> siècles,” *Le Moyen Age*, t.64, p.27-66.
- Bonenfant, P. (1959) “Un dénombrement brabançon inédit du XIV<sup>e</sup> siècle: Gens de ménie et bourgeois forains dans l’ammanie de Bruxelles,” *Bulletin de la commission royale d’histoire*, t.125, p.295-345.
- Boone, M. (1991) “Gestion urbaine, gestion d’entreprises: L’élite urbaine entre pouvoir d’état, solidarité communale et intérêts privés dans les Pays-Bas méridionaux à l’époque bourguignonne (XIV<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècle),” Cavaciocchi (1991) p.839-862.
- Boone, M. (1996) “Droit de bourgeoisie et particularisme urbain dans la Flandre bourguignonne et habsbourgeoise (1384-1585),” *Revue belge de philologie et d’histoire*, t.84, p.707-726.
- Boone, M. (1997) “Destroying and reconstructing the city. The inculcation and arrogation of princely power in the Burgundian-Habsburg Netherlands (14<sup>th</sup>-16<sup>th</sup> centuries),” Gosman (1997) p.1-33. 邦訳ボ－ネ (2006)
- Boone, M. (1999) “De la ville à l’Etat: Les Tolvins, clerks de la ville de Gand, serviteurs des ducs de Bourgogne,” Blockmans (1999b) p.327-349.
- Boone, M. (2003) “La justice en spectacle. La justice urbaine en Flandre et la crise du pouvoir «bourguignon» (1477-1488),” *Revue historique*, t.308, p.43-65.
- Boone, M. (2009) “Langue, pouvoirs et dialogue. Aspects linguistiques de la communication entre les ducs de Bourgogne et leurs sujets flamands (1385-1505),” *Revue du Nord*, t.91, p.9-33.
- Boone, M. (2010) *A la recherche d’une modernité civique: La société urbaine des anciens Pays-Bas au bas moyen âge*, (Ed. de l’Université de Bruxelles), Bruxelles.
- Bousse, A. (1975) “De verhouding tussen Antwerpen en het platteland,” *De Brabantse Stad* (1975), p.139-163.
- Brown, A. (2007) / Small, G., *Court and civic society in the Burgundian Low Countries c.1420-1520*, (Manchester Medieval Sources), (Manchester U.P.), Manchester / New York.
- Bruwier, M. (1955) “La bourgeoisie foraine en Hainaut au moyen âge,” *Revue belge de philologie et d’histoire*, t.33, p.900-920.
- Bruxelles (1953) *Bruxelles au XV<sup>e</sup> siècle*, (Editions de la Librairie Encyclopédique), Bruxelles.
- Bulst, N. (1988) / Genet, J.-P. (eds.), *La ville, la bourgeoisie et la genèse de l’état moderne (XII<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècles)*, (*Actes du colloque de Bielefeld, 29 novembre-1<sup>er</sup> décembre 1985*), (Centre national de la recherche scientifique), Paris.
- Byl, R. (1965) *Les juridictions scabinales dans le duché de Brabant (Des origines à la fin du XV<sup>e</sup> siècle)*, (Université libre de Bruxelles), Bruxelles.
- Calbrecht, J. (1922) *De oorsprong der Sinte Peetersmannen: Hunne voorrechten, hunne inrichting en de*

- evolutie dezer instelling tot bij den aanvang der XVIe eeuw*, (Librairie Universitaire), Leuven.
- Castelain, R. (1975) "De Oudenaardse poorterij (tot de 16e eeuw) : Statuten en toepassingen in stad en kasselrij," *Jaarboek van de geschied- en heemkundige kring 'De Gaverstreke'*, vol.3, p.137-175.
- Cavaciocchi, S. (1991) (dir.), *L'impresa, industria, commercio, banca secc. XIII-XVIII: Atti della XXII Settimana di Studi Prato, 30 Aprile-4 Maggio 1990*, (Istituto internazionale di storia economica «F. Datini»), Prato.
- Chevalier, B. (1982) *Les bonnes villes de France du XIV<sup>e</sup> au XVI<sup>e</sup> siècle*, (Aubier Montaigne), Paris.
- Coldewey, J.A. (1981) *De heren van Kuyc 1096-1400*, (Sticting Zuidelijk Historisch Contact), Tilburg.
- Contamine, P. (1996a) / Mattéoni, O. (dirs.), *La France des principautés. Les Chambres des Comptes, XIV<sup>e</sup> et XV<sup>e</sup> siècles (Colloque tenu aux Archives départementales de l'Allier, à moulin-Yzeure, les 6, 7 et 8 avril 1995)*, (Comité pour l'histoire économique et financière de la France), Paris.
- Contamine, P. (1996b) "Introduction," Contamine (1996a) p.XXXI-XXXVII.
- Contamine, P. (1997) "La gestion et le contrôle des finances publiques à la fin du moyen âge: L'intervention de la Chambre des Comptes du roy de France," Actes (1997b), p.97-104.
- Coopmans, J. (1975) "De onderlinge rechtsverhoudingen van 's-Hertogenbosch en het platteland voor 1629," *De Brabantse Stad* (1975) p.73-116.
- Crouzet-Pavan, E. (1997) "Les élites urbaines: Aperçus problématiques (France, Angleterre, Italie)," Actes (1997a) p.9-28.
- Cuvelier, J. (1921) *Les origines de la fortune de la maison d'Orange-Nassau. Contribution à l'histoire du capitalisme au Moyen Age*, (Académie royale de Belgique, classe des lettres et des sciences morales et politiques, mémoires in-8<sup>o</sup>, 2<sup>e</sup> série, t.16), Bruxelles.
- De Brabantse Stad (1969) *Tweede Colloquium (23-24 november 1968, Kasteel Bouwigne, Breda) : De rechterlijke organisatie van en de rechtspraktijk in de Brabantse steden in de middeleeuwen*, (Historische sectie van het provinciaal genootschap van kunsten en wetenschappen in Noord-Brabant), 's-Hertogenbosch.
- De Brabantse Stad (1975) *IVde Colloquium (Brussel 29-30 maart 1974) : De verhoudingen tussen stad en platteland in Brabant: Stedelijk imperialisme of zelfbescherming?* (Bijdragen tot de geschiedenis, Jg.58).
- De Brabantse Stad (1988) Bosman, T. / Coopmans, J.P.A. / Jacobs, B.C.M. (eds.), *De heerlijke stad. 8ste Colloquium: De Brabantse Stad (Bergen-op-Zoom 2-3 Oktober 1987)*, (Van Gorcum), Maastricht.
- De Bruyne, M. (1964) *De Roeselaarse poorterie: Bijdrage tot de geschiedenis van Roeselare en ommeland*, (Pro Covitate), Brussel.
- Decroix, L. (1978) "Meulebeke: Een testgebied voor de studie van de aantrekkingskracht van de Kortrijkse buitenpoorterij," *De Leiegouw*, t.20, p.409-445.
- Den Luyster (1998) *Den Luyster ende glorie van het hertogdom van Brabant*, (Algemeen Rijksarchief en Rijksarchief in de Provinciën, Reprints 106), (Algemeen Rijksarchief), 2 tomes, Brussel.

- Derville, A. (1978) "Bourgeois artésien au XIII<sup>e</sup> siècle," Dierkens (1978) p.389-405.
- Derville, A. (2002) *Les villes de Flandre et d'Artois, 900-1500*, (Presses universitaires du Septentrion), Villeneuve-d'Ascq.
- Desportes, P. (1980) "Receptions et inscriptions à la bourgeoisie de Lille aux XIV<sup>e</sup> et XV<sup>e</sup> siècles," *Revue du Nord*, t.62, p.541-571.
- Despy, G. (1965) et al., *Hommage au professeur Paul Bonenfant (1899-1965) : Etudes d'histoire médiévale dédiées à sa mémoire par les anciens élèves de son séminaire à l'université libre de Bruxelles*, (Universa), Bruxelles.
- Despy, G. (1969) "L'implantation du droit de Louvain dans le Brabant wallon au XIII<sup>e</sup> siècle," *De Brabantse Stad* (1969) p.35-46.
- Devillers, L. (1881) *Cartulaire des comtes de Hainaut, de l'avènement de Guillaume II à la mort de Jacqueline de Bavière*, (Académie royale de Belgique. Commission royale d'histoire), vol.1, (Hayez), Bruxelles.
- Dickstein-Bernard, C. (1965) "La voix de l'opposition au sein des institutions bruxelloises," Despy (1965) p.479-500.
- Dierkens, A. (1978) (ed.), *Bourgeois et littérature bourgeoise dans les anciens Pays-Bas au XIII<sup>e</sup> siècle: Colloque organisé par l'Institut des Hautes Etudes de Belgique (les 13 et 14 mars 1978)*, (Revue de l'Université de Bruxelles; 4), Bruxelles.
- Domsta, H. (1973) *Die Kölner Außenbürger: Untersuchungen zur Politik und Verfassung der Stadt Köln von der Mitte des 13. bis zur Mitte des 16. Jahrhunderts*, (Rheinisches Archiv: Veröffentlichungen des Instituts für Geschichtliche Landeskunde der Rheinlande an der Universität Bonn; 84), (Röhrscheid), Bonn.
- Dugnoille, J. (1977) "Aspects d'une ville franche en ses débuts: Ath du XII<sup>e</sup> au XIV<sup>e</sup> siècle," *Annales du cercle royal d'histoire et d'archéologie de la région d'Ath*, t.46, (1976-77), p.113-146.
- Duvosquel, J.-M. (1991) / Dierkens, A. (eds.), *Villes et campagnes au moyen âge. Mélanges Georges Despy*, (Ed. Du Perron), Liège.
- Duvosquel, J.-M. (1996) / Nazet, J. / Vanrie, A. (eds.), *Les Pays-Bas bourguignons: Histoire et institutions. Mélanges André Uyttebrouck*, (Archives et bibliothèques de Belgique. Numéros spéciaux; 53), Bruxelles.
- Ennen, E. (1973) / Van Rey, M. (eds.), *Westfälische Forschungen Mitteilungen des Provinzialinstituts für westfälische Landes- und Volksforschung des Landschaftsverbandes Westfalen-Lippe* (Probleme der frühneuzeitlichen Stadt, vorzüglich der Haupt- und Residenzstädte; Band 25), Münster.
- Favresse, F. (1931) "Les significations du mot jurés dans les actes bruxellois au moyen âge," *Bulletin de la commission royale d'histoire*, t.10, p.111-136.
- Favresse, F. (1932) *L'avènement du régime démocratique à Bruxelles pendant le moyen âge (1306-1423)*, (Académie royale de Belgique, classe des lettres et des sciences morales et politiques., Mémoires t.30), Bruxelles.

- Gaillard, A. (1898) *Le Conseil de Brabant: Histoire, organisation, procédure*, 3 vols., (1898-1902), Bruxelles.
- Genet, J.-P. (1996) "Conclusion: Chambres des comptes des principautés et genèse de l'Etat moderne," Contamine (1996a) p.267-279.
- Gilissen, J. (1954) "Les villes en Belgique. Hisotiore des institutions administratives et judiciaires des villes en Belgique," *La ville. Recueil de la société Jean Bodin*, t.6, Bruxelles, p.531-604.
- Godding, P. (1951) "Actes relatifs au droit régissant la propriété foncière à Bruxelles au moyen âge," *Bulletin de la commission royale des anciennes lois et ordonnances de Belgique*, t.17, p.87-164.
- Godding, P. (1953) "Liste chronologique provisoire des ordonnances intéressant le droit privé et pénal de la ville de Bruxelles (1229-1657)," *Bulletin de la commission royale des anciennes lois et ordonnances de Belgique*, t.17, p.339-400.
- Godding, P. (1954) "Les conflits à propos des lettres échevinales des villes brabançonnnes (XV<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècles)," *Revue d'histoire du droit*, t.22, p.308-353.
- Godding, P. (1960) *Le droit foncier à Bruxelles au moyen âge*, (ULB. Institut de sociologie), Bruxelles.
- Godding, P. (1962) "La bourgeoisie foraine de Bruxelles du XIV<sup>e</sup> au XVI<sup>e</sup> siècle," *Cahiers bruxellois*, t.7, p.1-64.
- Godding, P. (1975) "Impérialisme urbain ou auto-defence: Le cas de Bruxelles (XII<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècles)," *De Brabantse Stad* (1975) p.117-138.
- Godding, P. (1990) "Les lettres de justice, instrument du pouvoir central en Brabant (1430-1477)," *Archives et bibliothèque de Belgique*, t.61, p.385-402.
- Godding, P. (1991) "Le Conseil de Brabant au XV<sup>e</sup> siècle, instrument du pouvoir ducal à l'égard des villes?" Duvosquel (1991) p.335-354.
- Godding, P. (1999) *Le Conseil de Brabant sous le règne de Philippe le Bon (1430-1467)*, (Académie royale de Belgique), Bruxelles.
- Godding, P. (2001) "Le conseil de Brabant sous Philippe le Bon. L'institution et les hommes," Stein (2001) p.101-114.
- Godding, P. (2006) *La législation ducal en Brabant sous le règne de Philippe le Bon (1430-1467)*, (Académie royale de Belgique), Bruxelles.
- Gosman, M. (1997) / Vanderjagt, A. / Veenstra, J. (eds.), *The propagation of power in the medieval West. Selected proceedings of the International Conference, Groningen 20-23 November 1996*, (Mediaevalia Groningana; 23), (Egbert Forsten), Groningen.
- Hélin, E. (1963) / Rouhart-Chabot, J., "Comment devenait-on bourgeois de la Cité de Liège?" *Bulletin de l'Institut archéologique liégeois*, t.76, p.91-114.
- Henne, A. (1845) / Wauters, A., *Histoire de la Ville de Bruxelles*, 3 vols., (Librairie encyclopédique de Périchon Bruxelles), Bruxelles (Nouvelle édition, "Culture et Civilisation", 4 vols., Bruxelles, 1975).
- Huys, E. (1938) "Etudes sur la bourgeoisie foraine de Courtrai," *Handelingen van de koninklijke geschied-*

- en oudheidkundige kring van Kortrijk*, t.17, p.3-35.
- Jansen, J.E. (1946) *Turnhout en de Kempen in het raam der Vaderlandsche en kerkelijke geschiedenis*, (Brepols), Turnhout.
- Klep, P.M.M. (1976) "Urbanization in a pre-industrial economy: The case of Brabant, 1374-1930," *Revue belge d'histoire contemporaine*, t.7, p.153-168.
- Kuys, J.A.E. (1988) "De stad Grave onder de heren van Kuyc," *De Brabantse Stad* (1988) p.47-56.
- Le Goff, J. (1996) *Saint Louis*, (Gallimard), Paris. 邦訳ル = ゴフ (2001)
- Lot, F. (1957) / Fawtier, R., *Histoire des institutions françaises au moyen âge*, 3 vols., (Presses universitaires de France), (1957-1962), Paris.
- Martens, M. (1953) "Bruxelles, capitale," *Bruxelles* (1953) p.33-52.
- Martens, M. (1973) "Bruxelles, capitale de fait sous les Bourguignons," *Ennen* (1973) p.180-187.
- Martens, M. (1996) "Une notoriété peu commune au XIV<sup>e</sup> siècle d'un clerc de la ville de Bruxelles: Pierre van Huffel," *Duvosquel* (1996) p.297-311.
- Meynart, A. (1960) "Un gouverneur de Brabant sous le règne de Chales le Téméraire," *Bulletin de la commission royale d'histoire*, t.126, p.137-152.
- Monier, R. (1924) *Les institutions judiciaires des villes de Flandre, des origines à la rédaction des coutumes*, (Valentin Bresle), Lille.
- Morelli, A. (1995) (dir.), *Les grands mythes de l'histoire de Belgique, de Flandre et de Wallonie*, (Editions Vie Ouvrière), Bruxelles.
- Nazet, J. (1978) "Les bourgeois dans les villes du Hainaut au XIII<sup>e</sup> siècle," *Dierkens* (1978) p.437-450.
- Nicholas, D. (1971) *Town and countryside: Social, economic and political tensions in fourteenth-century Flanders*, (De Tempel), Brugge.
- Piot, C. (1879) (ed.), *Chroniques de Brabant et de Flandre*, (Commission royale d'histoire), Bruxelles.
- Prevenier, W. (1998a) (dir.), *Le prince et le peuple: Images de la société du temps des ducs de Bourgogne 1384-1530*, (Fonds Mercator), Antwerpen.
- Prevenier, W. (1998b) "Elites, classes moyennes et ouvriers," *Prevenier* (1998a) p.72-91.
- Prims, F. (1929) "De uitgaven van den amman van Brussel in 1286 (8 DEC. 1285-16 MAART 1287 n.s.," *Bijdragen tot de geschiedenis bijzonderlijk van het aloude hertogdom Brabant*, t.20, p.51-71.
- Prims, F. (1936a) "Het recht van poorterij," *Antwerpensia*, t.10, p.126-134.
- Prims, F. (1936b) "Binnenpoorters, buitenpoorters," *Antwerpensia*, t.10, p.144-151.
- Rauzier, J. (1996) *Finances et Gestion d'une principauté au XIV<sup>e</sup> siècle. Le Duché de Bourgogne de Philippe le Hardi (1364-1384)*, (Comité pour l'histoire économique et financière de la France), Paris.
- Rauzier, J. (2009) *La Bourgogne du XIV<sup>e</sup> siècle: Fiscalité, population, économie*, (Editions Universitaires de Dijon, Collection Sociétés), Dijon.
- Schnerb, B. (1999) *L'Etat Bourguignon: 1363-1477*, (Perrin), Paris.

- Schouteet, A. (1965) *Indices op de buitenpoorterboeken van de stad Brugge 1548-1788*, 2 vols., (Vlaamse vereniging voor familiekunde), (1965-1973), Tielt.
- Smolar-Meynart, A. (1963) "Un conflit entre la ville de Bruxelles et la justice ducal: L'affaire Van Uytven (1465)," *Cahiers bruxellois*, t.8, p.1-12.
- Smolar-Meynart, A. (1981) "Les guerres privées et la cour des apaiseurs au moyen âge," *Mélanges Mina Martens* (Annales de la société royale d'archéologie de Bruxelles, t.58), p.237-254.
- Smolar-Meynart, A. (1985) "Bruxelles: L'élaboration de son image de capitale en politique et en droit au moyen âge," *Bijdragen tot de geschiedenis, inzonderheid van het oud hertogdom Brabant*, t.68, p.25-45.
- Smolar-Meynart, A. (1991) *La justice ducal du plat pays, des forêts et des chasses en Brabant, XII<sup>e</sup>-XVI<sup>e</sup> siècles. Sénéchal, maître des bois, gruyet, grand veneur* (Annales de la société royale d'archéologie de Bruxelles, t.60), Bruxelles.
- Smolar-Meynart, A. (1996) "Bruxelles face au pouvoir ducal: La portée des conflits de juridiction et d'autorité sous Philippe le Bon," *Duvosquel* (1996) p.373-384.
- Stein, R. (1996) "Een vergeten crisis. Over een conflict tussen Hertog Antoon en de Staten van Brabant in 1407," *Duvosquel* (1996) p.413-433.
- Stein, R. (2001) (ed.), *Powerbrokers in the late middle ages: The Burgundian Low Countries in a European context*, (Burgundica IV), (Brepols), Turnhout.
- Stein, R. (2004) "Vreemde vorsten op de troon," *Van Uytven* (2004a) p.157-169.
- Stengers, J. (1979) et al. (eds.), *Brussel. Groei van een hoofdstad*, (Mercatorfonds), Antwerpen.
- Uyttebrouck, A. (1958) "Les origines du Conseil de Brabant: La Chambre du Conseil du duc Jean IV," *Revue belge de philologie et d'histoire*, t.36, p.1135-1172.
- Uyttebrouck, A. (1975) *Le gouvernement du duché de Brabant au bas moyen âge (1355-1430)*, (Travaux de la faculté de philosophie et lettres de l'Université de Bruxelles, 59), 2 vols., Bruxelles.
- Uyttebrouck, A. (1976) "De politieke rol van de Brabantse steden in de late middeleeuwen," *Bulletin du crédit communale de Belgique*, no.116, p.115-130.
- Uyttebrouck, A. (1980) "Brabant-Limburg 1404-1482," *Algemene Geschiedenis der Nederlanden*, t.4, (Fibula-Van Dishoeck), Haarlem, p.224-246.
- Uyttebrouck, A. (1991) "Phénomènes de centralisation dans les Pays-Bas avant Philippe le Bon," *Revue belge de philologie et d'histoire*, t.69, p.872-904.
- Van Bragt, R. (1956) *De blijde inkomst van de hertogen van Brabant, Johanna en Wenceslas (3 januari 1356). Een inleidende studie en tekstuitgave*, (Standen en Landen: Anciens Pays et Assemblées d'Etats, t.13), Leuven.
- Van Ermen, E. (1987) "Heerlijkheden in het hertogdom Brabant in de 13de eeuw," *De Brabantse folklore*, no.253, p.44-70.
- Van Ham, W.A. (1988) "Een driehoeksverhouding in westelijk Noord-Brabant: De relatie tussen hertog,



- heer en stad te Bergen op Zoom,” *De Brabantse Stad* (1988) p.93-109.
- Van Houte, J.A. (1982) *De geschiedenis van Brugge*, (Lanno), Tielt.
- Van Parys, H.C. (1960) “A propos de l’époque de fixation du nom des sept lignages bruxellois,” *Cahiers bruxellois*, t.5, p.165-192.
- Van Uytven, R. (1963) “Peter Couthereel en de troebelen te Leuven van 1350 tot 1363,” *Mededelingen geschied- en oudheidkundige kring voor Leuven en omgeving*, t.III, p.63-97.
- Van Uytven, R. (1975) “Imperialisme of zelfverdediging. De extra-stedelijke rechtsmacht van Leuven,” *De Brabantse Stad* (1975) p.7-71.
- Van Uytven, R. (1976) “Vorst, adel en steden: Een driehoeksverhouding in Brabant van de 12e tot de 16e eeuw,” *Bijdragen tot de geschiedenis*, t.59, p.93-122.
- Van Uytven, R. (1978) “Les bourgeois dans les villes brabançonnnes au XIII<sup>e</sup> siècle,” *Dierkens* (1978) p.468-482.
- Van Uytven, R. (1980a) *Leuven: De beste stad van Brabant*. t.1; *De geschiedenis van het stadgewest Leuven tot omstreeks 1600*, (Stadsbestuur van Leuven), Leuven.
- Van Uytven, R. (1980b) “Sociale groepen, juridische en politieke structuren,” *Van Uytven* (1980a) p.195-237.
- Van Uytven, R. (1985a) “De Brabantse adel als politieke en sociale groep tijdens de late Middeleeuwen,” *Verbesselt* (1985) p.75-88.
- Van Uytven, R. (1985b) “1477 in Brabant,” *Blockmans* (1985) p.253-371.
- Van Uytven, R. (2004a) / Bruneel, C. et al. (dirs.) *Geschiedenis van Brabant van het hertogdom tot heden*, (Davidsfonds), Leuven.
- Van Uytven, R. (2004b) “‘Edele Brabant, Were Di’,” *Van Uytven* (2004a) p.103-112.
- Van Uytven, R. (2004c) “Beroring onder de Brabantse steden,” *Van Uytven* (2004a) p.171-176.
- Van Uytven, R. (2004d) “De inrichting van een ‘Brabantse staat’,” *Van Uytven* (2004a) p.227-234.
- Vaughan, R. (1962) *Philip the Bold: The formation of the Burgundian state*, (The Boydell Press), London (New edition, Woodbridge, 2002).
- Vaughan, R. (1970) *Philip the Good: The apogee of Burgundy*, (The Boydell Press), London (New edition, Woodbridge, 2002).
- Verbeemen, J. (1957) “De buitenpoorteriej in de Nederlanden,” *Bijdragen voor de geschiedenis der Nederlanden*, t.12, p.81-99, 191-217.
- Verbeemen, J. (1958) “De Antwerpse buitenpoorteriej,” *Bijdragen tot de geschiedenis inzonderheid van het oud hertogdom Brabant*, Jg.41, p.43-64.
- Verbeemen, J. (1960) “Liste d’émigrants venus de Malines achetant la bourgeoisie (1341-1798),” *Tablettes du Brabant*, t.5, p.259-351.
- Verbeemen, J. (1963a) “Emigratie uit Mechelen,” *Handelingen van de koninklijke kring voor oudheikunde*,

- lettren en kunst van Mechelen*, t.67, p.26-37.
- Verbeemen, J. (1963b) “De Lierse poortersboeken: Hun belang voor de immigratie te Lier (XV<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> eeuw),” *t Land van Rijen*, t.13, p.77-88.
- Verbesselt, J. (1982) “Meiseniers en buitenpoorters in de Ammanie Brussel rond 1356,” *Eigen schoon en de Brabander*, Jg. 65, p.343-372.
- Verbesselt, J. (1985) / Van Ermen, E. / Van Uytven, R. / Janssen, P., *De adel in het hertogdom Brabant*, (UFSAL. Centrum voor Brabantse geschiedenis), Brussel.
- Verriest, L. (1940) “La bourgeoisie foraine à Ath,” *Annales du cercle royal archéologique d’Ath et de la région*, t.26, p.207-302.

## 邦語

- アールツ, E. (2010) (藤井美男監訳) 『アールツ教授講演会録2 中世ヨーロッパの医療と貨幣危機 ある君主の検屍報告と貨幣不足問題の分析』(九州大学出版会).
- 井内敏夫 (2007) (編著) 『ヨーロッパ史のなかのエリート 生成・機能・限界』(太陽出版).
- 魚住昌良 (1979) / 水野綱子 / 鶴川馨 「ヨーロッパ中世都市研究の動向」 『日本史研究』(日本史研究会) 第200号, p.125 144.
- 大宅明美 (2010) 『中世盛期西フランスにおける都市と王権』(九州大学出版会).
- 金尾健美 (1998) 「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (1) 1420年代の収入構造 マクロ的視点から」 『川村学園女子大学研究紀要』 第9巻第1号, p.39 75.
- 金尾健美 (2006) 「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (2) 書簡が語る通貨政策」 『川村学園女子大学紀要』 第17巻第1号, p.1 28.
- 金尾健美 (2007) 「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (3) 二つの両替規制令」 『川村学園女子大学研究紀要』 第18巻第1号, p.1 38.
- 金尾健美 (2008) 「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (4) 1421年の銀徴収記録」 『川村学園女子大学研究紀要』 第19巻第1号, p.15 43.
- 金尾健美 (2009) 「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (5) ブルゴーニュ収入役ジャン・フレニヨの訴訟」 『川村学園女子大学研究紀要』 第20巻第1号, p.1 51.
- 金尾健美 (2010) 「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (6) 1420 30年代のブルゴーニュ公領税収動向」 『川村学園女子大学研究紀要』 第21巻第1号, p.79 102.
- 金尾健美 (2011) 「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (7) 御用金と借入金」 『川村学園女子大学研究紀要』 第22巻第2号, p.208 223.
- 河原温 (2003) 「15世紀フランドルにおける都市とブルゴーニュ公権力 フィリップ善良公のブルッヘ「入市式」(1440年)を中心に」 渡辺 (2003) p.361 386.
- 河原温 (2007) 「中世フランドル都市における君主の「入市儀礼」 ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンのブルッヘ入市式を中心に」 『中国の王権と都市 比較史の観点から』(大阪市立大学大学

- 院文学研究科 COE 重点研究共催シンポジウム報告書) p.107 127.
- 河原温 (2011) 「15世紀ブルゴーニュ公国における地域統合とフランドル都市 ブルゴーニュ公とブルッへの儀礼的關係を中心に」 渡辺 (2011) p.243 261.
- 小山啓子 (2005) 「16世紀フランスにおける都市・王権・特使」 『比較都市史研究』 第24巻第1号, p. 13 28.
- 小山啓子 (2006) 『フランス・ルネサンス王政と都市社会 リヨンを中心として』 (九州大学出版会).
- 小山啓子 (2007) 「叛乱から共存へ 宗教戦争後のリヨンにおける国王の表象と都市の再編」 『西洋史論叢』 (早稲田大学) 第29号, p.95 109.
- 斎藤綱子 (1986) 「12・13世紀における都市・農村関係 1960年以降のベルギー中世史学界の動向」 『駿台史学』 (明治大学) 第67号, p.119 137.
- 斎藤綱子 (2010) 「エノー伯領における都市共同体と市外市民」 『明治大学人文科学研究所紀要』 第66冊, p.155 169.
- 神寶秀夫 (2010) 『中・近世ドイツ都市の統治構造と変質 帝国自由都市から領邦都市へ』 (創文社).
- 瀬原義生 (1962) 「ドイツ中世都市における Pfabürger について」 『立命館文学』 第200号, p.189 215.
- 田北廣道 (1985) 「1960年以降東ドイツ学界における中世盛期・後期の都市・農村関係に関する研究 (上) (下)」 『福岡大学商学論叢』 第29巻, 1985年, p.1075 1108; 第30巻, 1985年, p.65 111.
- 田北廣道 (1986) 「1960年以降西ドイツ学界における中世盛期・後期の都市・農村関係に関する研究 (上) (中) (下)」 『福岡大学商学論叢』 第31巻, 1986年, p.113 166; 第32巻, 1987年, p. 59 93; 第32巻, 1987年, p.131 162.
- 田中史高 (2006) 「14・15世紀ドルドレヒト市政制度の発展と行政エリート」 『比較法史研究 思想・制度・社会』 (比較法史学会編) 第14号, p.315 333.
- 田中史高 (2007a) 「14～16世紀初めのドルドレヒト市行政職就任規定と執政門閥」 井内 (2007) p. 170 194.
- 田中史高 (2007b) 「中世後期ライデンの都市行政制度」 『聖学院大学総合研究所紀要』 第40号, p.1 21.
- 田中史高 (2007c) 「14・15世紀ライデン市の執政門閥 貴族系主要家門の動向を中心に」 『日蘭学会誌』 第32巻第1号, p.1 14.
- 中堀博司 (2001) 「中世後期ブルゴーニュ伯直営製塩所グランド＝ソヌリの管理体制 ブルゴーニュ公国形成との関連において」 『史学雑誌』 第110編第8号, p.55 83.
- 中堀博司 (2004) 「中世後期ブルゴーニュ公国における諸侯直轄領の管理 サランの封＝ラントをめぐる」 『法制史研究』 第53号, p.1 46.
- 中堀博司 (2006) 「14 15世紀ブルゴーニュ公国南部ブロックにおける行政ネットワーク デイジョン会計院『覚書』第1巻断章」 『西洋史学論集』 (九州西洋史学会) 第44号, p.53 73.
- 中堀博司 (2008) 「中世後期フランスにおける領邦会計院の成立 デイジョン会計院を中心に」 『西洋史学論集』 (九州西洋史学会) 第46号, p.59 80.

- 服部良久（2004）「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決 儀礼・コミュニケーション・国制」『史学雑誌』第113編第3号，p.60 82.
- 服部良久（2005）「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序 紛争解決と国家・社会」『史林』（京都大学）第88編第1号，p.56 89.
- 服部良久（2006a）（編訳）『紛争のなかのヨーロッパ中世』（京都大学学術出版会）.
- 服部良久（2006b）「序文 中世紛争研究の課題」服部（2006a）p.i viii.
- 花田洋一郎（2002）『フランス中世都市制度と都市住民 シャンパーニュの都市プロヴァンを中心にして』（九州大学出版会）.
- 林毅（1984）「中世都市ケルンの Aussenbürger について」『阪大法学』第132号，p.1 23.
- 藤井美男（1985）「南ネーデルラント『市外市民制』に関する一考察」『経済論究』（九州大学）第61号，p.145 172.
- 藤井美男（1987）「中世後期南ネーデルラントにおける都市 = 農村関係の研究 1960年以降ベルギー学界の動向を中心に」『商経論叢』（九州産業大学）第27巻第4号，p.259 296.
- 藤井美男（2007a）『ブルゴーニュ国家とブリュッセル 財政をめぐる形成期近代国家と中世都市』（九州大学出版会）.
- 藤井美男（2007b）「中世都市ブリュッセルの市政構造 第三会派の形成と変容に至る過程」『経済学研究』（九州大学）第74巻第1号，p.57 93.
- 藤井美男（2010）「（研究ノート）15世紀ブラバント顧問院の成立について」『経済学研究』（九州大学）第76巻第6号，p.81 98.
- ポーネ，M.（2006）（青谷秀紀訳）「都市は滅びうる ブルゴーニュ・ハプスブルク期（14 16世紀）低地地方における都市破壊の政治的動機」服部（2006a）p.278 308.
- ポーリーフカ，M.（2006）（藤井真生訳）「帝国都市ニュルンベルクとのフェーデに見るチェコ貴族の自意識」服部（2006a）p.151 180.
- 森田安一（1998）（編）『スイス・ベネルクス史』（世界各国史14）（山川出版社）.
- 森原隆（2010）（編）『ヨーロッパ・エリート支配と政治文化』（成文堂）.
- 山田雅彦（1986）「北フランス中世盛期の都市 = 農村関係に関する研究 1960年以降のフランス学界」『史学雑誌』第95編第1号，p.62 88.
- 山田雅彦（2001）『中世フランドル都市の生成 在地社会と商品流通』（ミネルヴァ書房）.
- ル＝ゴフ，J.（2001）（岡崎敦他訳）『聖王ルイ』（新評論）.
- 渡辺節夫（2003）（編）『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』（東京大学出版会）.
- 渡辺節夫（2011）（編）『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』（創文社）.